

第5次宇都宮市防犯対策推進計画

令和7年2月

宇都宮市

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の範囲	2
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	3

第 2 章 本市における犯罪の現状と課題

1	犯罪・社会情勢	4
2	市民アンケート	2 2
3	各地区防犯ネットワークへのアンケート	3 5
4	関係機関・団体との連携状況等	3 9
5	第 4 次計画事業評価	4 0
6	課題の整理	4 5

第 3 章 計画の基本方針

1	目指す姿	4 7
2	基本目標	4 7
3	施策	4 9
4	計画の指標	5 1

第 4 章 施策の体系

基本目標Ⅰ	「一人ひとり」の防犯力の向上	5 4
基本目標Ⅱ	「地域」の防犯力の向上	5 7
基本目標Ⅲ	「生活環境」の防犯力の向上	6 0
基本目標Ⅳ	「犯罪被害者等支援対策」の充実	6 3
基本目標Ⅴ	「再犯防止対策」の充実	6 4

（ 第 2 次宇都宮市再犯防止推進計画 6 6 ～ 7 0 ページ ）

第 5 章 計画の推進

1	推進体制	7 1
2	進行管理	7 1

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市においては、犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成17年4月に「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」（以下「条例」という。）を施行するとともに、同年10月に、施策を総合的かつ計画的に推進するために「宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画」を策定しました。

また、令和2年3月には「第4次宇都宮市防犯対策推進計画」（以下「第4次計画」という。）を策定し、市民、警察、事業者、学校等と連携を図りながら、犯罪の未然防止に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきたことにより、本市の令和4年の「刑法犯認知件数」は、過去最多であった平成15年から約5分の1に減少するとともに、「防犯対策をする中、安心して暮らすことができていると感じる市民の割合」も約9割まで達している状況にあります。

しかしながら、新型コロナウイルスの5類感染症移行により行動制限が緩和され、人の行き来が増加したことを主な要因に、本市においては、令和5年の刑法犯認知件数は前年から約3割増加し、コロナ禍前の水準に戻りつつあり、また、地域防犯を担う自治会を始めとした各種団体（地域防犯団体）の高齢化や担い手不足などの課題に対応するとともに、SNS型投資・ロマンス詐欺や金属盗、闇バイト（犯罪実行者募集情報）など、犯罪手口が巧妙化・複雑化し、様々な市民が犯罪にあう恐れがある状況や、JR宇都宮駅周辺や東武宇都宮駅周辺などにおいて、犯罪が増加傾向にある状況を踏まえ、さらなる防犯対策の推進が必要となります。

また、国においては、「犯罪被害者等支援対策」と「再犯防止対策」について、これまで以上に、市の役割が明確化・重要視（行政サービスの適切な提供など）され、その対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、条例に掲げる「現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことができる安全な地域社会」の実現に向けた更なる防犯対策等を推進するため、令和7年度から5か年を計画期間とする「第5次宇都宮市防犯対策推進計画」（以下「第5次計画」という。）を策定しました。

本市が「住んでみたいまち、住み続けたいまち」として持続的に発展していくため、この計画に盛り込んだ対策を着実に遂行し、市民、警察、事業者、関係団体等との連携を図りながら、市民一人ひとりが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してまいります。

【刑法犯認知件数】

刑法に規定する犯罪（道路上の交通事故に係る罪を除く）の発生を警察で認知した数をいう。

第1章 計画の基本的な考え方

2 計画の範囲

条例においては、「**犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止すること**」と規定しており、第4次計画においては条例に規定された範囲を基本としながら、現状や課題の整理によって抽出された関連分野を含めた取組を推進してきたことから、第5次計画においても同様とします。

さらには、「犯罪被害者等支援」や「再犯防止対策」などは、「誰一人取り残さない社会」を目指すSDGsの基本理念に即した取組であることから、第5次計画においてSDGsの視点を踏まえることとします。

3 計画の位置付け

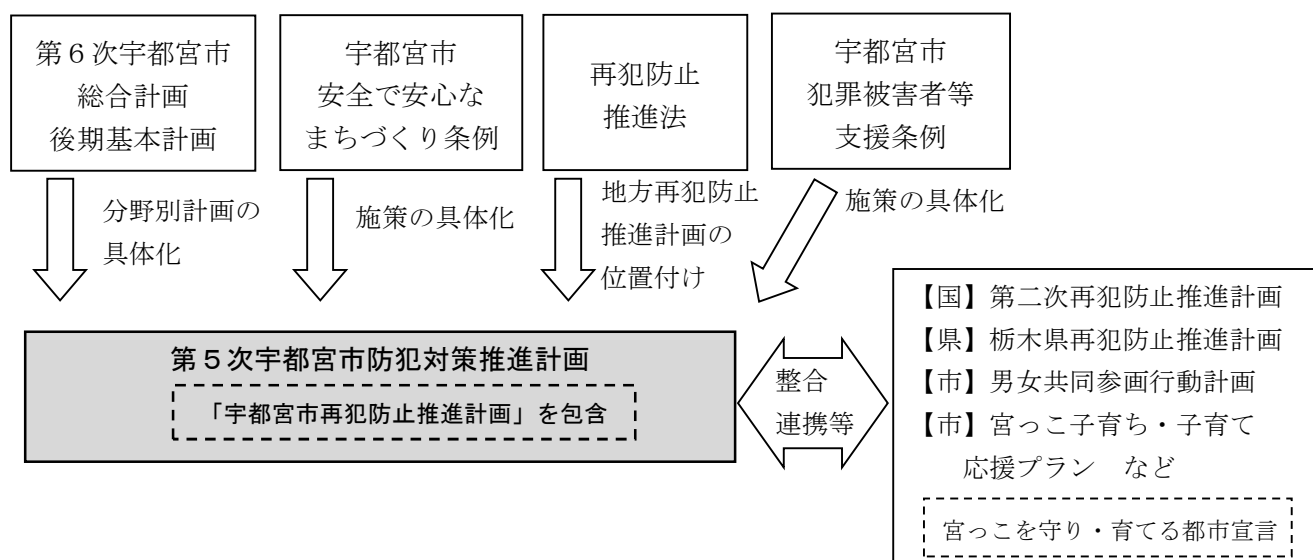
「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」の分野別計画「Ⅲ 安全・安心の未来都市の実現に向けて」のうち、「誰もが安全・安心に日常生活を送ることができる社会の実現」の「日常生活の安心感の向上」を実現するための計画とします。

また、条例に基づく犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止する施策を具体化する計画とします。

併せて、第5次計画の基本施策である「再犯防止対策」を「再犯防止推進法」第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」とします。

更に、令和5年に制定した「宇都宮市被害者等支援条例」に基づく施策を具体化する計画とします。

なお、本計画に掲げた取組を着実に推進し、犯罪を未然に防ぎ、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することで、SDGsのゴール「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の達成に貢献し、持続可能なまちを目指します。



4 計画の期間

防犯対策推進計画は、条例に基づく施策を具体化する計画として、実施すべき事業等について計上するとともに、その達成度を測るものです。

第4次計画が同様の位置付けのもとで期間を5か年に設定したことや特殊詐欺などの犯罪情勢の変化に対応することを踏まえ、第5次計画の期間についても、令和7年4月から令和12年3月までの5か年とし、その最終年度である令和11年度を目標年次とします。

第2章 本市における犯罪の現状と課題

1 犯罪・社会情勢

第5次計画を策定するうえで必要となる犯罪・社会情勢を国・県・本市に分けて状況を分析・把握しました。

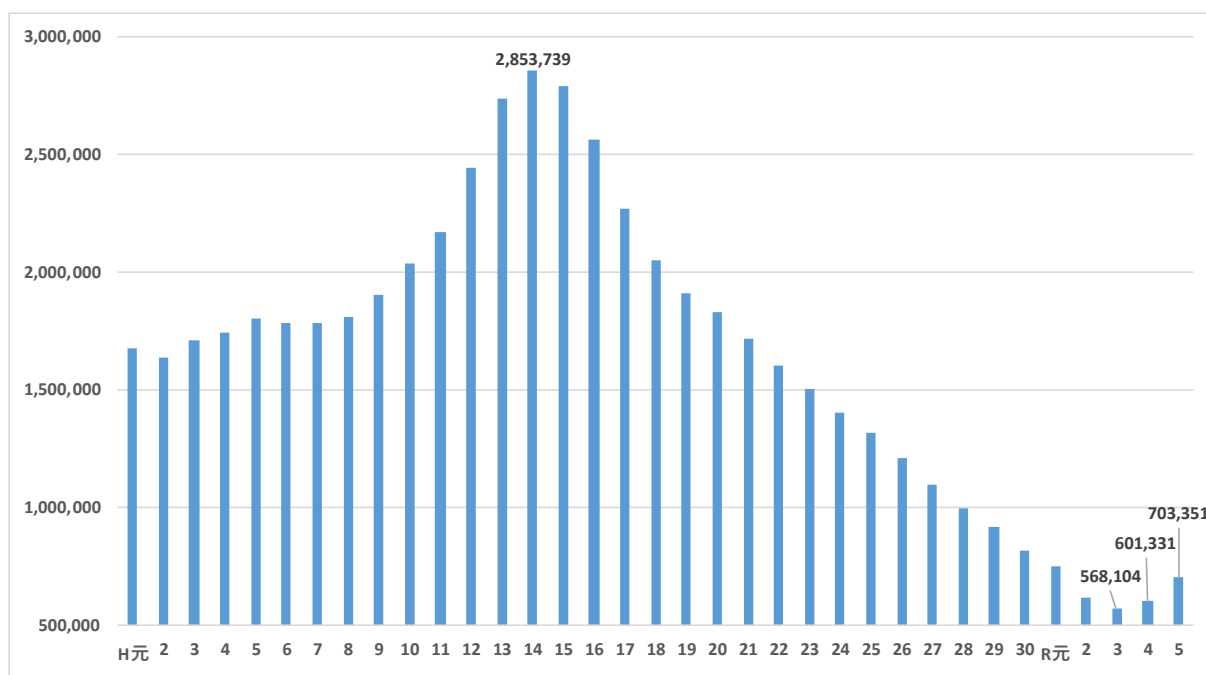
(1) 国における動向等

ア 刑法犯認知件数について

● 刑法犯認知件数は令和4年に20年ぶりに増加

- ・ 刑法犯認知件数は、ピークである平成14年(2,853,739件)から令和3年まで19年連続で減少し、ピーク時の約2割になったが、令和4年から増加を続けている。

〔刑法犯認知件数の推移〕



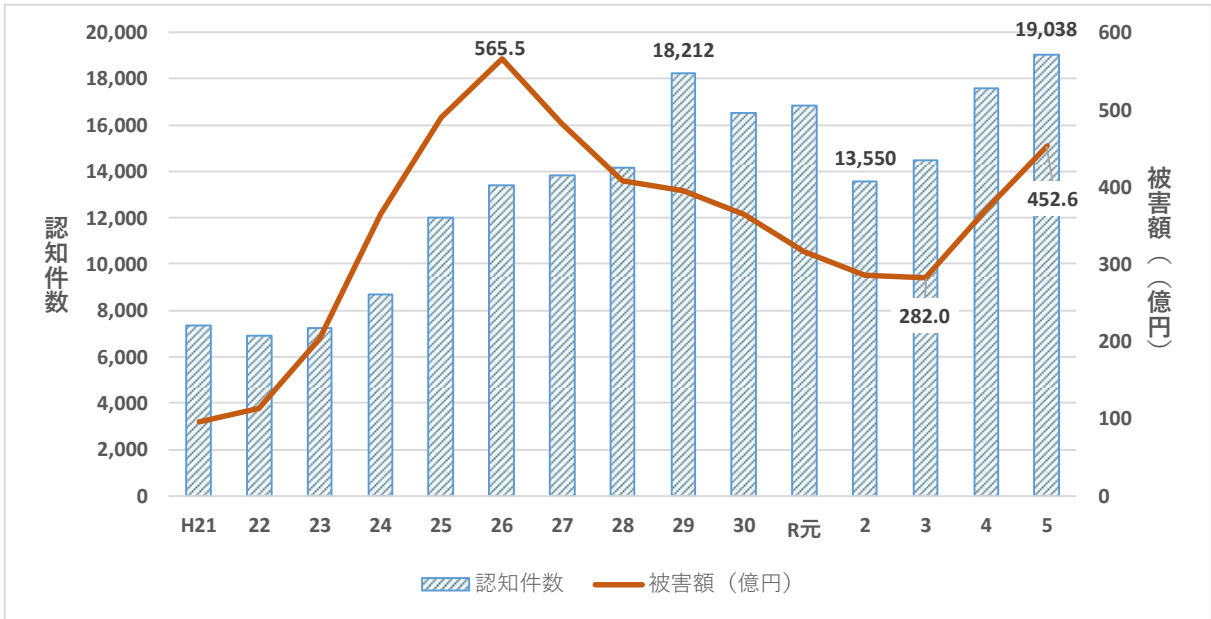
〔警察庁発表資料〕

イ 特殊詐欺犯罪の被害状況について

●特殊詐欺被害は認知件数・被害額ともに増加

- ・ 認知件数は平成29年、被害額は平成26年をピークに一時減少していたものの、令和2、3年から再び増加を続けている。

〔特殊詐欺の認知件数・被害額の推移〕



〔警察庁発表資料〕

全国地域安全運動※重点テーマ

※ 警察庁では、毎年10月11日～20日までの10日間を「全国地域安全運動」と定め、全国で取組を強化

〔過去5年間の重点テーマ〕

	運動の重点（テーマ）	R2	R3	R4	R5	R6
全国	・子供と女性の犯罪被害防止	●	●	●	●	●
	・特殊詐欺の被害防止	●	●	●	●	
	・特殊詐欺，SNS型投資詐欺，ロマンス詐欺の被害防止					●
栃木県	・特殊詐欺の被害防止	●	●	●	●	
	・特殊詐欺，SNS型投資詐欺，ロマンス詐欺の被害防止					●

近年、「子供と女性の犯罪被害防止」「特殊詐欺の被害防止」が全国・県重点テーマに設定されている。

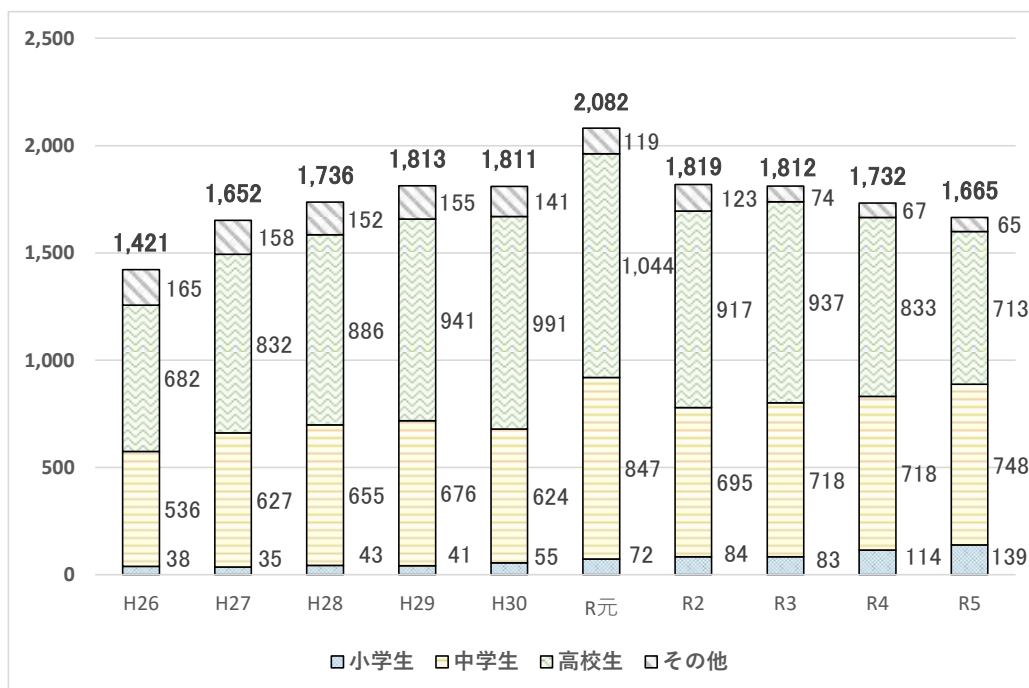
ウ SNS等に起因する事犯の被害児童（18歳未満の子ども）の推移

●SNS等に起因する犯罪の被害にあう子どもは微減

●小学生の被害が増加傾向

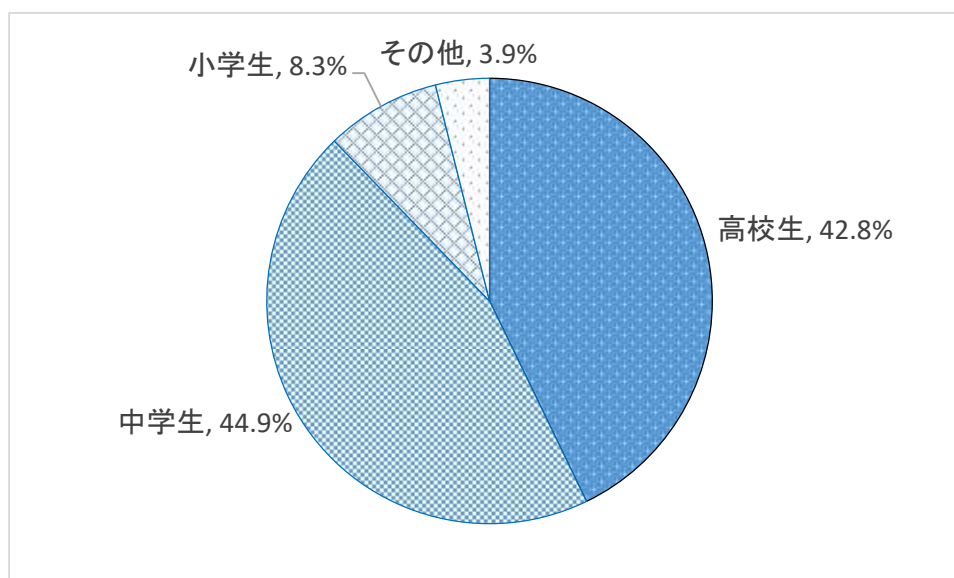
- ・ 令和元年をピークに、被害児童数は微減している。
- ・ 令和元年以降、中・高校生の被害は減少している一方、小学生の被害児童数が増加しており、令和5年では全体の8.3%を占めている（令和元年は3.5%）。

〔SNS等に起因する犯罪の被害児童数の推移〕



〔警察庁発表資料〕

〔学職別の被害児童数の割合（令和5年）〕



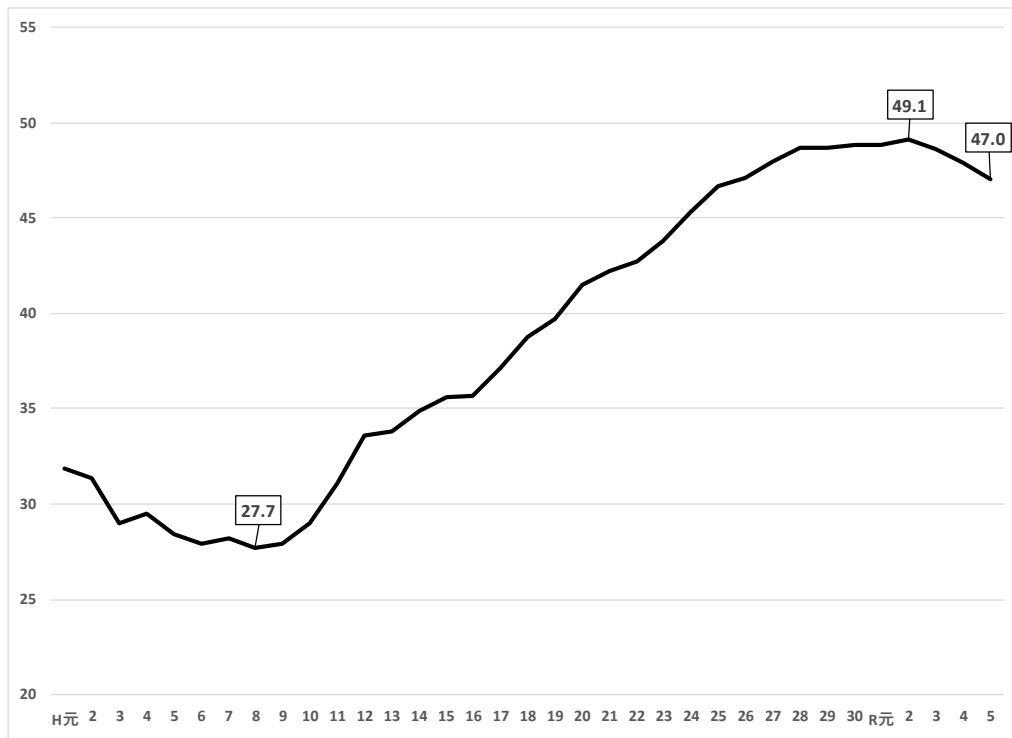
〔警察庁発表資料〕

エ 再犯防止について

●検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は47.0%（R5）

- ・ 平成8年から令和2年まで再犯者率は増加していたが、令和3年から減少している。

〔検挙者に占める再犯者の割合〕



〔法務省発表資料〕

再犯防止に係るトピック

安全で安心な地域社会を築くためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを受け入れ、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もがやりなおすことができる社会を構築する必要がある。検挙された者のうち約半数が再犯者であり、再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行され、地方公共団体の責務として国との適切な役割分担を踏まえ、再犯の防止等に関する施策を実施することが明記された。

また、国では、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を策定し、就労・住居、保健医療・福祉、教育などの総合的な支援を行い、さらに、県、本市（第4次防犯対策推進計画に包含）では、令和2年3月に「地方再犯防止推進計画」を策定し、それぞれ再犯防止対策に取り組んでいる。

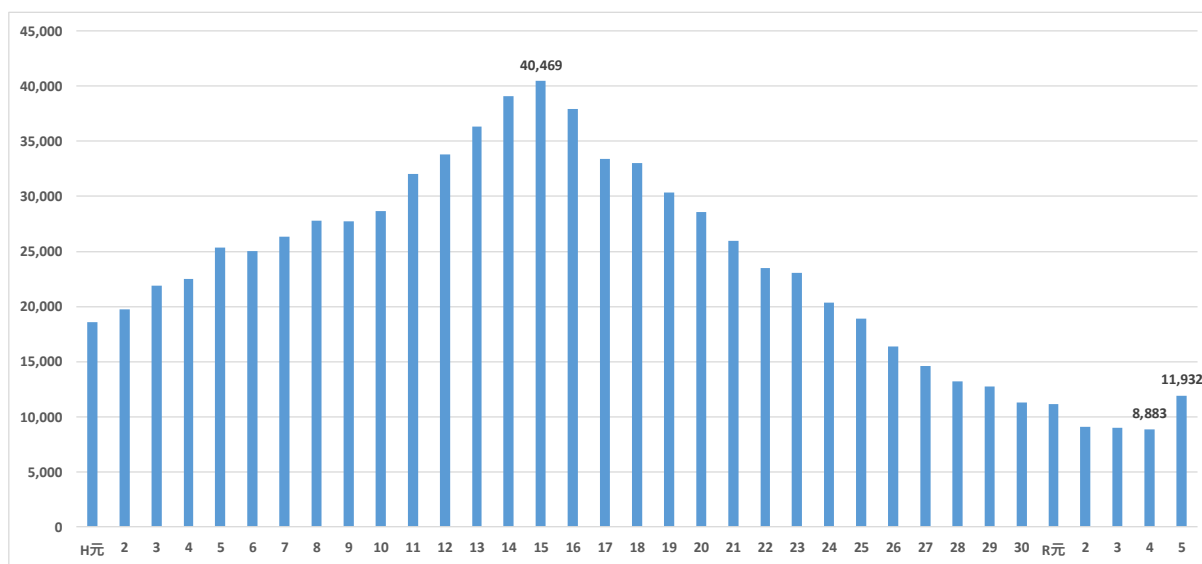
さらに、国の第二次計画においては、国・都道府県・市区町村の役割の明確化がなされ、特に市区町村においては、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切に各種行政サービスを提供すること、また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

(2) 県における動向等

ア 刑法犯認知件数について

●刑法犯認知件数は令和5年に20年ぶりに増加

〔刑法犯認知件数の推移（県）〕



〔資料提供 栃木県警察本部〕

イ 重点抑止犯罪※について

●重点抑止犯罪の認知件数は令和元年から減少しているものの、令和5年には前年から増加している

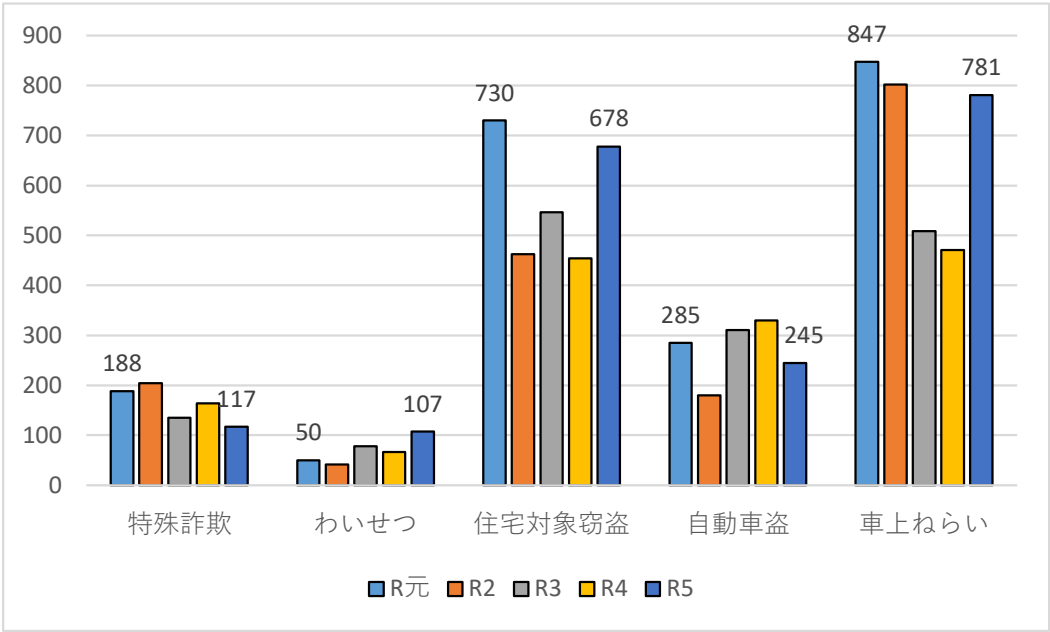
※ 栃木県警察が、県民の身近で発生し、その平穏な生活を脅かす犯罪のうち、重点的に抑止対策を進めていく罪種として、「特殊詐欺」「わいせつ（不同意わいせつ・性的目的の暴行）」「住宅対象窃盗（空き巣・忍込み・居空き）」「自動車盗」「車上ねらい」「自転車盗」「金属盗」「SNS型投資・ロマンス詐欺」の8罪種を指定している。なお、「自転車盗」「金属盗」は令和6年1月、「SNS型投資・ロマンス詐欺」は令和6年6月に重点抑止犯罪として指定されている。

※ 令和元年まで、重点抑止犯罪に指定されていた「強盗」「ひったくり」は本統計から除く。

- ・ 重点抑止犯罪の発生件数は、令和元年の2,100件から減少するものの、令和5年には前年から増加している。
- ・ 「わいせつ」が唯一、令和元年と比較して増加している。

〔重点抑止犯罪の発生状況（栃木県）〕

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	2, 1 0 0	1, 6 9 0	1, 5 7 9	1, 4 8 6	1, 9 2 8



〔資料提供 栃木県警察本部〕

ウ 不安に感じている犯罪について

●「特殊詐欺や悪質商法などの犯罪」に不安を感じている割合が最も高い

- ・ 「社会が変化する中、あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪などは何ですか。(回答はいくつでも可)」と聞いたところ、「特殊詐欺や悪質商法などの犯罪」が最も高い。

(上位5項目)

	令和5年
特殊詐欺や悪質商法などの犯罪	7 6 . 9 %
空き巣などの住宅などに侵入して物を盗む犯罪	7 0 . 3 %
飲酒運転による交通事故やひき逃げ、妨害運転（あおり運転）などの悪質・危険な交通法令違反	6 2 . 2 %
不正アクセスやフィッシング詐欺などのサイバー犯罪	5 7 . 5 %
自動車、オートバイ、自転車などの乗り物を盗む犯罪や車内から物を盗む犯罪	4 3 . 0 %

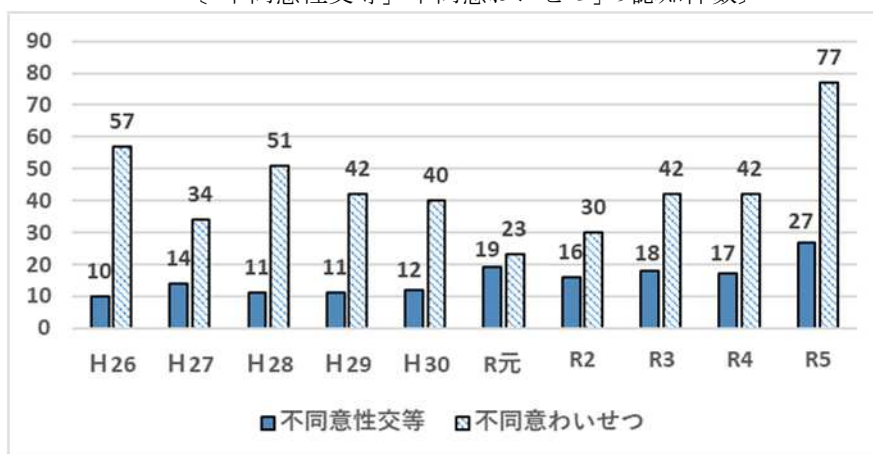
〔令和5年度県政世論調査〕

エ 性犯罪被害について

●「不同意性交等」などの認知件数が増加

- ・ 「不同意性交等」「不同意わいせつ」の性犯罪の認知件数は、直近の10年間で最多となっている。性犯罪被害は、被害者の心の傷が大きく、警察に届け出ないケースも多いため、実際の発生件数は、認知件数より多いものと考えられる。

〔「不同意性交等」「不同意わいせつ」の認知件数〕



〔資料提供 栃木県警察本部〕

オ 暴力団の情勢について

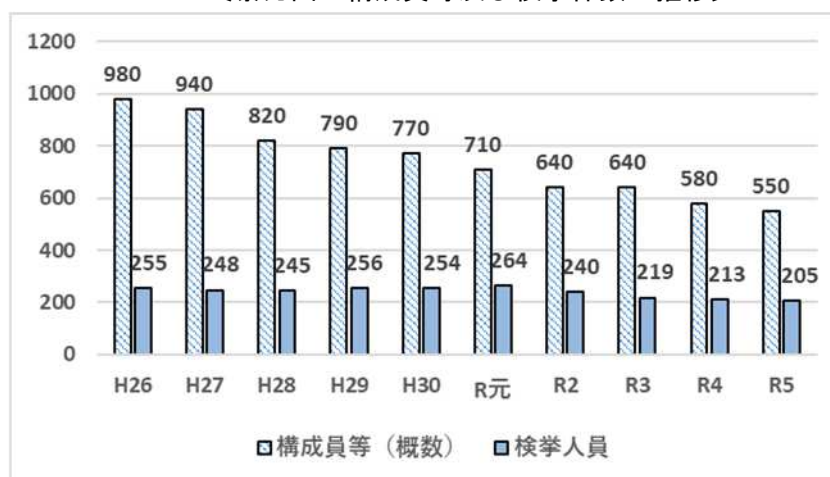
●暴力団の構成員等は10年間で毎年減少している

- ・ 栃木県内の暴力団の構成員と検挙件数は平成26年から令和5年まで、減少傾向となっている。

※ 栃木県暴力団排除条例 平成23年4月1日施行

宇都宮市暴力団排除条例 平成24年1月1日施行

〔暴力団の構成員等及び検挙件数の推移〕



〔資料提供 栃木県暴力追放県民センター〕

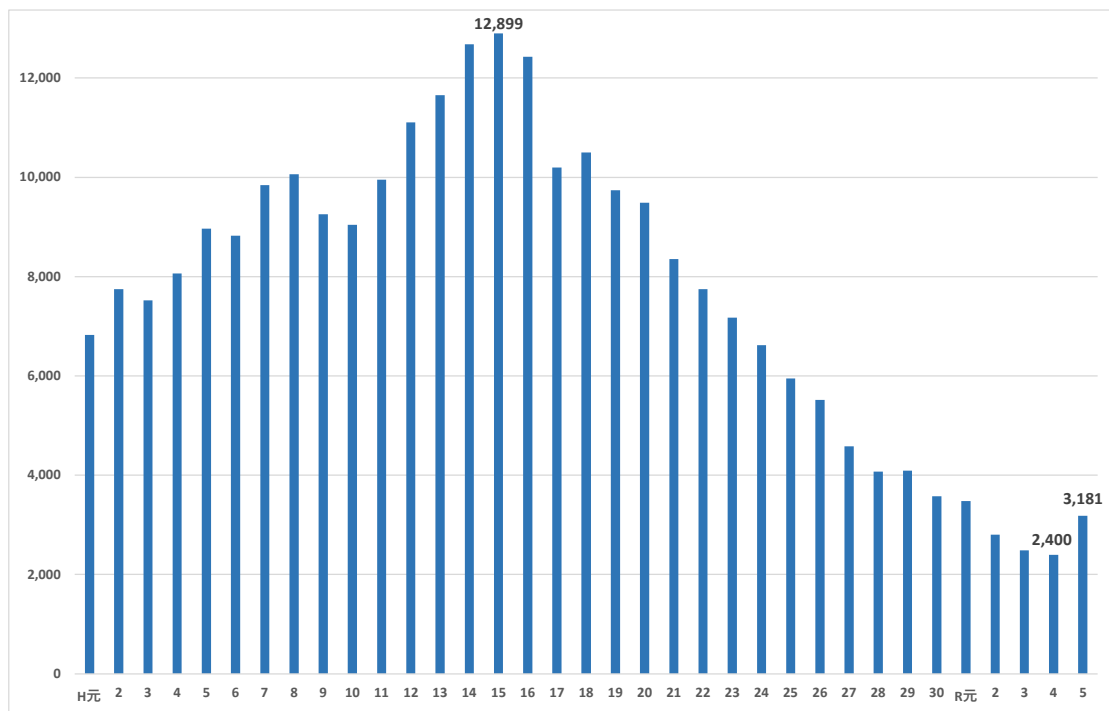
(3) 本市の現状

ア 本市の刑法犯認知件数の推移

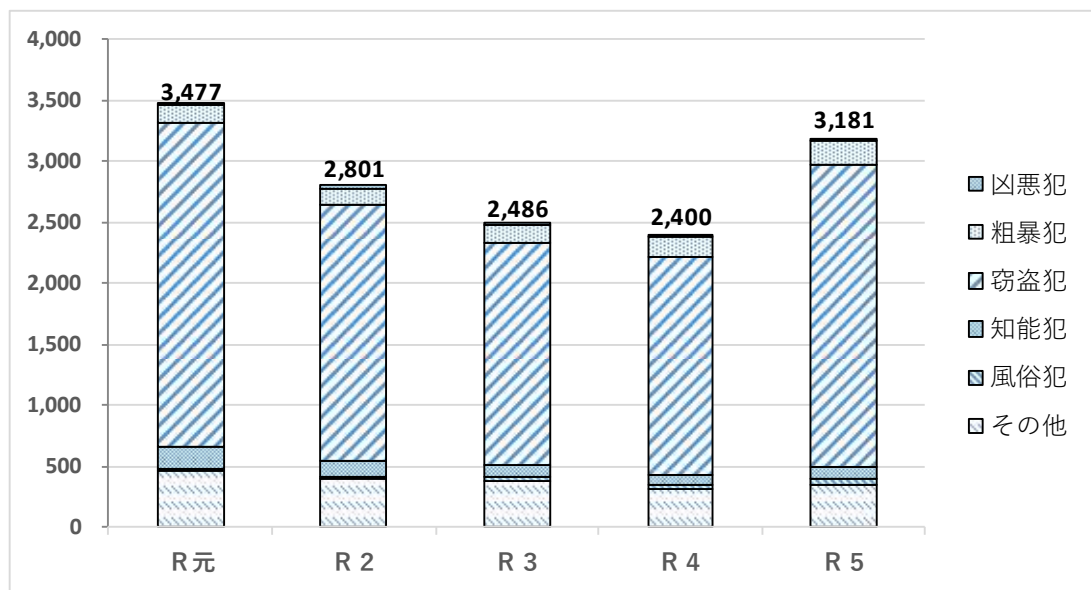
●刑法犯認知件数は令和5年に前年比約3割増加

- 本市の刑法犯認知件数は過去最高だった平成15年から令和4年まで減少傾向であったが、令和5年では前年から、781件（32.5%）増加している。
- 窃盗犯の認知件数の割合が大半を占めており、令和5年には2,474件（77.8%）となっている。

〔刑法犯認知件数の推移〕



※ 平成19年以前は旧上河内町、旧河内町を合算している。〔資料提供 栃木県警察本部〕



〔資料提供 栃木県警察本部〕

第2章 本市における犯罪の現状と課題

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	認知件数	構成比	認知件数	構成比	認知件数	構成比	認知件数	構成比	認知件数	構成比
凶悪犯	12	0.3	25	0.9	15	0.6	19	0.8	21	0.7
粗暴犯	153	4.4	140	5.0	138	5.6	164	6.8	187	5.9
窃盗犯	2,646	76.1	2,091	74.7	1,830	73.6	1,788	74.5	2,474	77.8
知能犯	187	5.4	136	4.9	95	3.8	90	3.8	103	3.2
風俗犯	18	0.5	19	0.7	26	1.0	33	1.4	55	1.7
その他	461	13.3	390	13.9	382	15.4	306	12.8	341	10.7
合 計	3,477	100.0	2,801	100.0	2,486	100.0	2,400	100.0	3,181	100.0

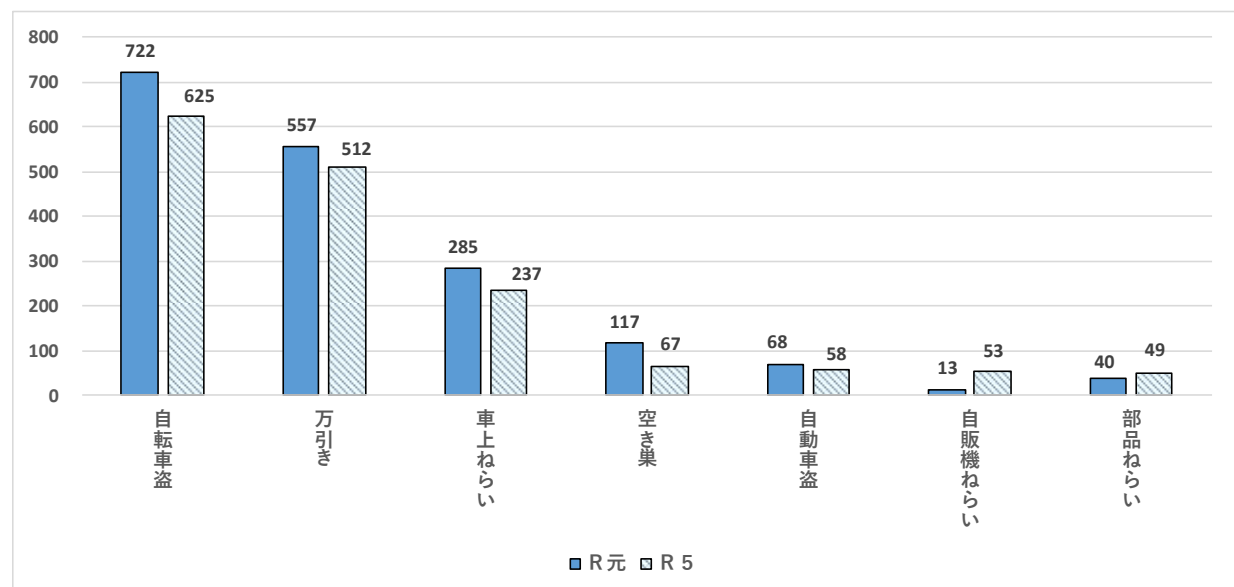
〔資料提供 栃木県警察本部〕

- ・ 凶悪犯 … 殺人、強盗、放火、不同意性交等
- ・ 粗暴犯 … 凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝、
- ・ 窃盗犯 … 侵入盗、乗り物盗、非侵入盗
- ・ 知能犯 … 詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得、背任
- ・ 風俗犯 … 賭博(とばく)、わいせつ
- ・ その他 … 占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、略取誘拐・人身売買、盗品、器物損壊等

※窃盗犯の状況

- ・ 令和5年は令和元年と比較して、多くの手口で認知件数は減少しているが、「自販機ねらい」「部品ねらい」においては令和元年より増加している。
- ・ 令和5年においても自転車盗が最も多く発生しているが、令和元年と比較して、97件減少している。
- ・ 「自転車盗」「車上ねらい」「住宅対象窃盗」では無施錠での被害が多い。

〔窃盗犯罪種別認知件数の比較（上位7項目）〕



〔資料提供 栃木県警察本部〕

イ 全国と栃木県での比較

●全国平均を上回り（悪い）、県平均を下回る（良い）

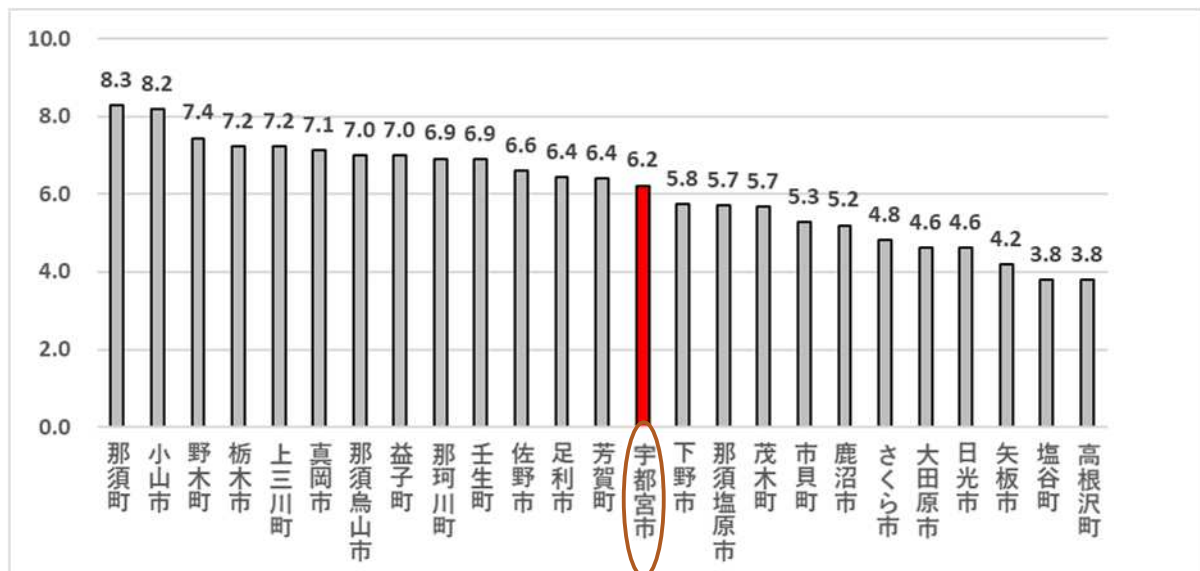
- 令和5年の宇都宮市における「人口千人当たりの刑法犯認知件数」は「6.2件」であり、全国平均の「5.7件」を上回っている。
- 栃木県平均は「6.3件」であり、本市は25市中12位（ワースト14位）となっている。※ 平成30年は24位（ワースト2位）

〔刑法犯認知件数の比較（令和5年）〕

	刑法犯認知件数 (件)	R6.4.1 現在 推計人口(人) 総務省統計局	人口千人当たりの 刑法犯認知件数
全 国	703,351	124,001,809	5.7
栃 木 県	11,932	1,885,491	6.3
宇都宮市	3,181	511,519	6.2

〔資料提供 警察庁及び栃木県警察本部〕

〔県内市町別人口千人当たりの刑法犯認知件数（令和5年）〕



〔資料提供 栃木県警察本部〕

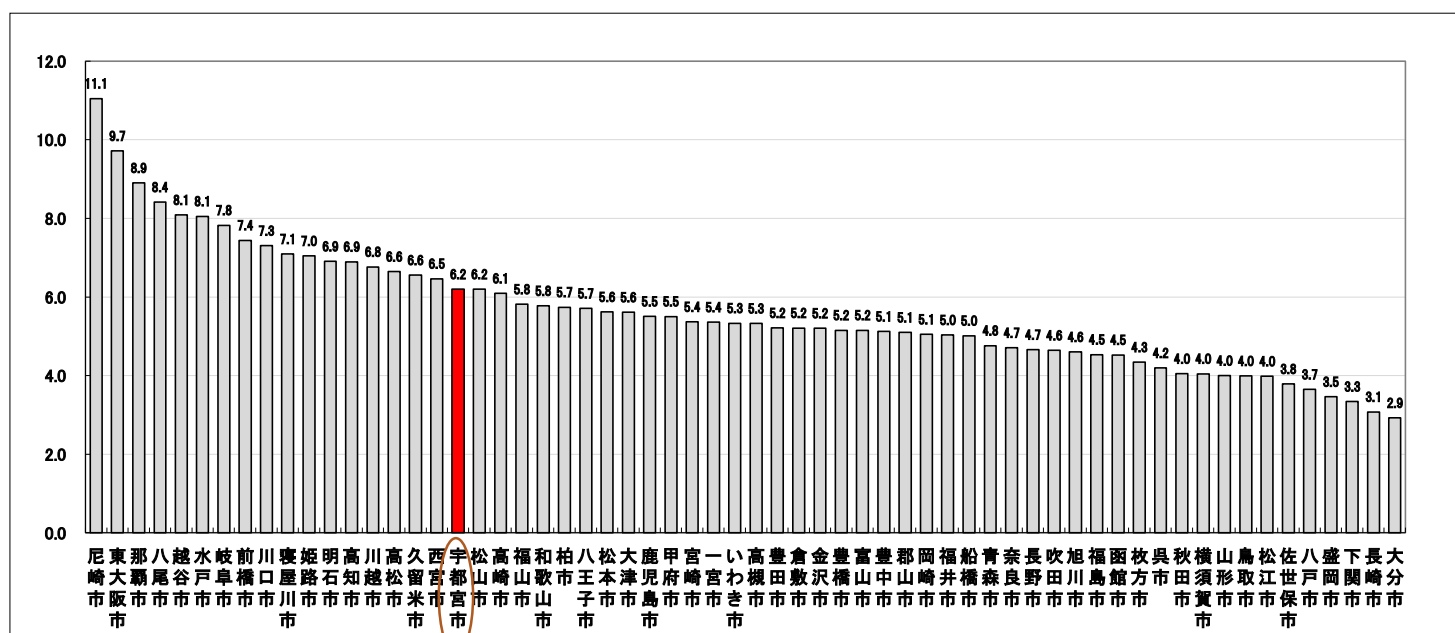
ウ 中核市との比較

●中核市での比較では、62市中45位

- ・ 令和5年の人口千人当たりの刑法犯認知件数について、中核市平均は「5.7件」であり、本市（6.2件）は62市中45位（ワースト18位）となっている。

※ 平成30年の中核市平均は6.3件であり、本市（6.9件）は、54市中36位（ワースト19位）であった。

〔中核市別人口千人当たりの刑法犯認知件数（令和5年）〕



〔令和6年度 宇都宮市調査〕

エ 重点抑止犯罪の発生状況

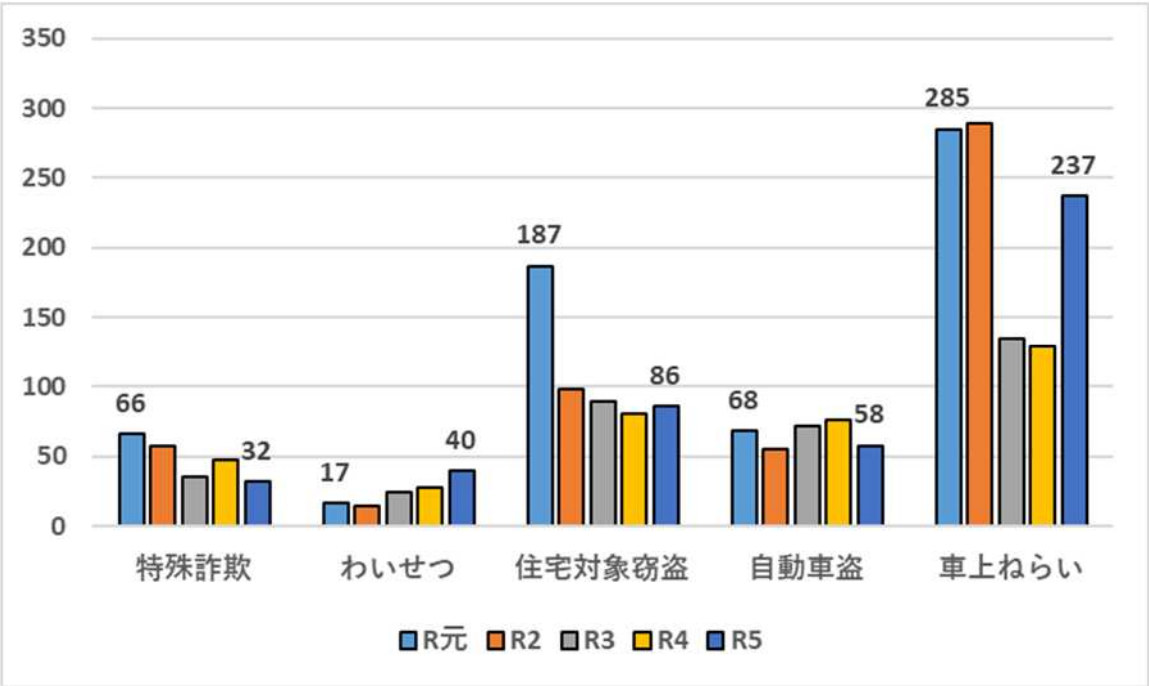
- 重点抑止犯罪の件数は令和元年から減少しているものの、令和4年には前年から増加している
- 「車上ねらい」が重点抑止犯罪全体の半分を占める

※ 令和元年まで、重点抑止犯罪に指定されていた「強盗」「ひったくり」は本統計から除く。

- ・ 重点抑止犯罪の発生件数は、令和元年の623件から令和5年の453件へ減少しているものの、令和4年から増加傾向。
- ・ 「わいせつ」が唯一、令和元年と比較して増加している。

〔重点抑止犯罪の発生状況（宇都宮市）〕

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	623	515	356	362	453



〔資料提供 栃木県警察本部〕

オ 防犯活動団体数について

●防犯活動団体数は過去5年間でほぼ横ばい

- ・ 防犯ネットワーク※に登録されている防犯活動団体数は、過去5年間でほぼ横ばいとなっている。

※ 地域における防犯活動をより一層、効果的かつ継続的なものとなるよう各防犯活動団体のネットワーク化を図るもの（全39地区で構築）

〔防犯活動団体数の推移〕

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
団体数	563	568	568	567	566

カ 犯罪被害者等の支援

●市犯罪被害者等支援条例に基づき、県や被害者支援センターとちぎ等と連携を図りながら、理解促進や見舞金支給などの被害者支援を実施

- ・ 犯罪被害者等支援については、法律や県条例において、基本理念などが規定されている中、本市では「防犯対策推進計画」に犯罪被害者等支援対策を盛り込み、支援の取組を推進してきたところであるが、より一層、犯罪被害者等支援の理解の促進や市民の意識の高揚を図るため、市として、基本理念や責務、見舞金制度等を規定する「宇都宮市犯罪被害者等支援条例」を制定し、県や被害者支援センターとちぎ等と連携を図りながら、犯罪被害者等に関する理解促進や見舞金支給を含む被害者等支援を実施しているところである。
 - ・ 「犯罪被害者等支援巡回パネル展」の開催支援
 - ・ 「被害者支援自動販売機」の設置促進
 - ・ 「宇都宮市犯罪被害者等支援条例」の施行（令和5年1月）
 - ・ 「宇都宮市犯罪被害者見舞金制度」の創設・運用（令和4年4月）

キ 「防犯対策重点地区※」における防犯対策

※ 不特定多数の人の出入りがある特に防犯対策の強化を図るべき地区として、平成27年に、JR宇都宮駅東地区（宿郷西・今泉南・宿郷東・宿郷5丁目東・宿郷5丁目西）を、令和7年2月に、東武宇都宮駅周辺地区（【オリオン通り周辺】馬場町・鉄砲町・曲師町・日野町・旭一北部・旭栄・中央北部・一一・一条町二丁目・一条三丁目町会・江野町・宮園町 【本町・泉町等】小伝馬、泉町、杉原・尾上、伝馬町、池上町）を重点地区に指定

●「重点地区」における官民連携による防犯対策が推進されている

- ・ 栃木県警察とJR宇都宮駅東口歓楽街対策について意見交換を行う「対策会議」の開催や 警察、自治会、飲食業協会、防犯団体、行政などによる「官民合同パトロール」を実施している。
- ・ JR宇都宮駅周辺防犯カメラシステム（東西駅前広場・東西自由通路に20台設置）を運用し、警察からの要請に基づき、画像の閲覧や提供を行い、犯罪捜査に協力している。

〔警察からの捜査関係事項照会件数〕

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	8	6	16	9	17
西口	7	3	11	6	10
東口	4	3	7	4	9

※照会件数は、東西それぞれ、または東西両方の場合もあるため、件数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

ク JR宇都宮駅周辺の状況

●宇都宮駅東口のまちびらき、ライトラインの開業を迎える

- ・ JR宇都宮駅周辺では、令和4年11月に宇都宮駅東口地区のまちびらきを迎え、令和5年8月に芳賀・宇都宮LRT「ライトライン」が開業された。
- ・ JR宇都宮駅の東西自由通路における通行量調査の結果、通行量は令和2年から増加している。

第2章 本市における犯罪の現状と課題

- ・ 宇都宮駅交番、宇都宮駅東交番の刑法犯認知件数は、コロナ禍には減少していたが、近年、増加傾向にある。

〔東西自由通路における通行量調査結果〕

場所	時間帯	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
東西自由通路	1日	599	687	905	1,177
	平日昼間	591	721	1,005	1,307
	平日夜間	724	813	1,026	1,364
	週末昼間	681	836	1,247	1,667
	週末夜間	673	731	1,037	1,502

※ いずれも1時間あたりの平均通行量 〔宇都宮市調査〕

※ 1日：0時から24時まで 平日：月から木曜日まで 週末：金・土曜日
 昼間：10時から16時まで 夜間：18時から24時まで

※ 東西自由通路においては、令和2年から通行量調査を開始

〔JR宇都宮駅周辺の交番における罪種別刑法犯認知件数〕

交番	罪種	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
宇都宮駅	凶悪犯	1	1	2	1	0
	粗暴犯	11	7	8	12	13
	窃盗犯	220	190	146	158	181
	知能犯	36	14	14	11	9
	風俗犯	0	1	0	5	4
	その他	31	21	16	17	19
	計	299	234	186	204	226
宇都宮駅東	凶悪犯	0	1	0	1	0
	粗暴犯	9	11	9	11	21
	窃盗犯	124	73	63	74	123
	知能犯	5	6	3	7	5
	風俗犯	1	0	2	0	5
	その他	29	13	18	22	26
	計	168	104	95	115	180

〔資料提供 栃木県警察本部〕

ケ 中心市街地について

●中心市街地における通行量が多く、時間帯で回復傾向

- ・ 通行量自動測定機による通行量調査の結果、オリオン通りや二荒山神社交差点における通行量は、コロナ禍には減少したものの、令和4年以降、回復傾向にある。
- ・ 馬場通り交番、東武駅交番における刑法犯認知件数は、増加傾向にある。

〔中心市街地における通行量調査結果〕

場所	時間帯	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
オリオン通り ※長谷川時計店前、 宇都宮 A&S 専門学校 前、オリオンスクエ ア前、AC ブラザ前 の4地点	1日	566	523	388	422	430
	平日昼間	706	722	539	527	506
	平日夜間	563	524	351	365	367
	週末昼間	938	863	695	741	754
	週末夜間	868	696	511	616	703
二荒山神社 交差点 ※パンバ通り東側、 パンバ通り西側 の2地点	1日	193	148	131	120	164
	平日昼間	276	246	185	155	192
	平日夜間	172	134	114	109	133
	週末昼間	348	289	239	237	283
	週末夜間	277	185	208	196	262

※ いずれも1時間あたりの平均通行量 [宇都宮市調査]

※ 1日：0時から24時まで 平日：月から木曜日まで 週末：金・土曜日

昼間：10時から16時まで 夜間：18時から24時まで

〔東武宇都宮駅・オリオン通り周辺の交番における罪種別刑法犯認知件数〕

交番	罪種	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
馬場通り	凶悪犯	0	2	2	0	2
	粗暴犯	12	10	7	16	23
	窃盗犯	107	66	101	106	114
	知能犯	3	16	6	2	9
	風俗犯	0	3	3	0	8
	その他	9	24	20	16	18
	計	131	121	139	140	174
東武駅	凶悪犯	0	0	1	0	4
	粗暴犯	7	8	15	10	13
	窃盗犯	45	55	58	59	64
	知能犯	5	13	3	2	6
	風俗犯	0	0	0	0	9
	その他	10	11	16	13	11
	計	67	87	93	84	107

〔資料提供 栃木県警察本部〕

コ 防犯灯・防犯カメラの設置状況等について

●防犯灯ＬＥＤ化率は約 97.2%

●防犯カメラ補助事業による防犯カメラの設置は過去５年間で約３７０台

- ・ 防犯灯のＬＥＤ化が段階的に進んでおり、ほぼ全ての防犯灯がＬＥＤ化している。
- ・ 防犯カメラ補助事業による地域における防犯カメラ設置が、過去５年間で約３７０台となっている。

〔防犯灯設置灯数・ＬＥＤ化率の推移〕

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
灯数	50,304	50,928	52,086	52,721	52,979
ＬＥＤ化率	91.9%	93.7%	96.0%	96.9%	97.2%

〔防犯カメラ設置台数・団体数の推移〕

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	合計
台数	44	95	115	65	52	371
団体数	18	34	48	28	19	147

サ 特殊詐欺犯罪の被害状況

●特殊詐欺被害の認知件数は減少しているものの、被害額は増加

●特殊詐欺の被害者のうち約８割が６０歳以上である

- ・ 令和５年の本市における発生状況は、認知件数３２件、被害額 約１億８,３００万円の被害が発生している。
- ・ 被害者の約８割が６０歳以上である。

〔特殊詐欺の認知件数・被害額の推移（宇都宮市）〕

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
認知件数	６６	５８	３６	４８	３２
被害額	９,４８７万円	９,３５３万円	５,１７８万円	６,５９３万円	１億８,３０１万円

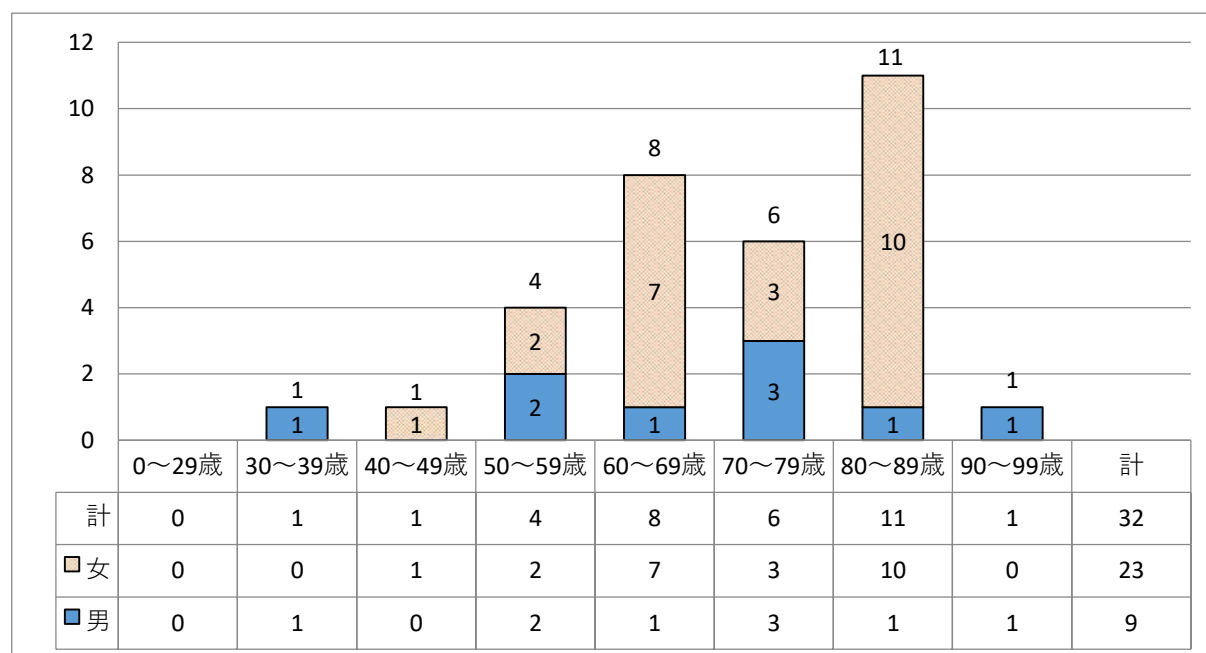
〔資料提供 栃木県警察本部〕

〔令和5年 特殊詐欺の種類・被害件数（宇都宮市）〕

	架空料金 請求詐欺	キャッシュカード 詐欺盗	オレオレ 詐欺	還付金 詐欺	融資保証 金詐欺	金融商品 詐欺
件数	9	8	7	6	1	1

〔資料提供 栃木県警察本部〕

〔令和5年 特殊詐欺の被害者の状況（宇都宮市）〕



〔資料提供 栃木県警察本部〕

子どもや青少年の安全・安心に係るトピック

本市では、子どもたち一人ひとりが、地域社会の中で、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前前に成長できるまち「宇都宮」を実現するため、令和6年2月に「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定したところであり、全国的な児童虐待相談対応件数の増加傾向や少年法の改正など、子どもたちを取り巻く環境は常に変化していることから、こうした社会情勢を見極めながら、引き続き、子どもたちが安心して成長できる環境を整えていきます。

2 市民アンケート

安全で安心して暮らせるまちづくりに関する市民アンケート調査

調査対象者等

- ・ 調査対象者 3, 100人（18歳以上80歳未満の市民）
- ・ 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ・ 調査方法 郵送 ※ 回答はオンラインまたは郵送
- ・ 調査期間 令和6年4月25日から5月17日まで

回収結果

- ・ 回答数 1, 033人
- ・ 回収率 33.3%

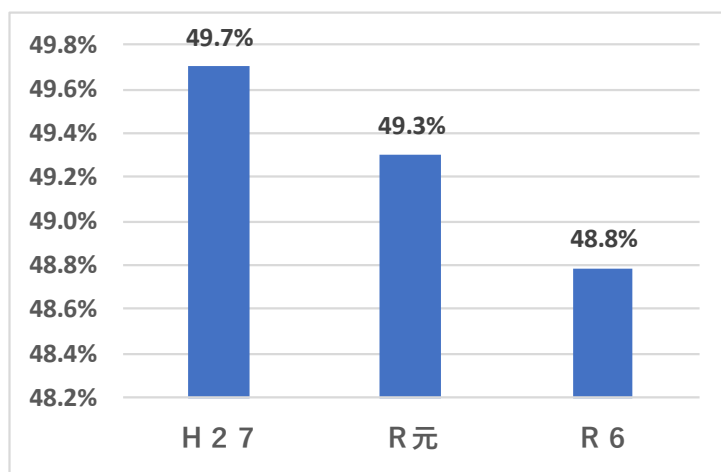
（1）犯罪被害への不安感や理由

ア 犯罪被害にあう不安感

●「犯罪被害に遭う不安感」は減少している

- ・ 「あなたは、日常生活を送る中で、自分が何らかの犯罪被害にあう不安を感じますか。（回答は1つ）」と聞いたところ、「大いに感じる」と「多少感じる」の2つを合わせた『不安を感じる』が48.8%であり、平成27年、令和元年よりも減少している。

〔犯罪被害への不安感〕



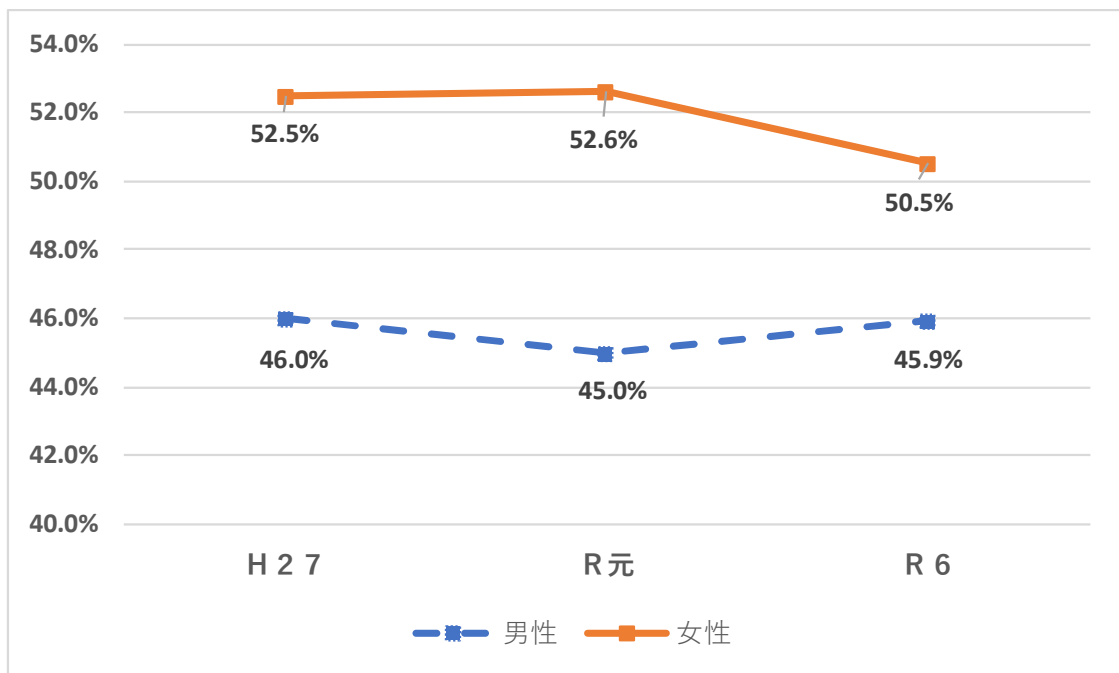
イ 犯罪被害に遭う不安感（年代別・男女別）

●女性の「犯罪被害に遭う不安感」は50%を超えている

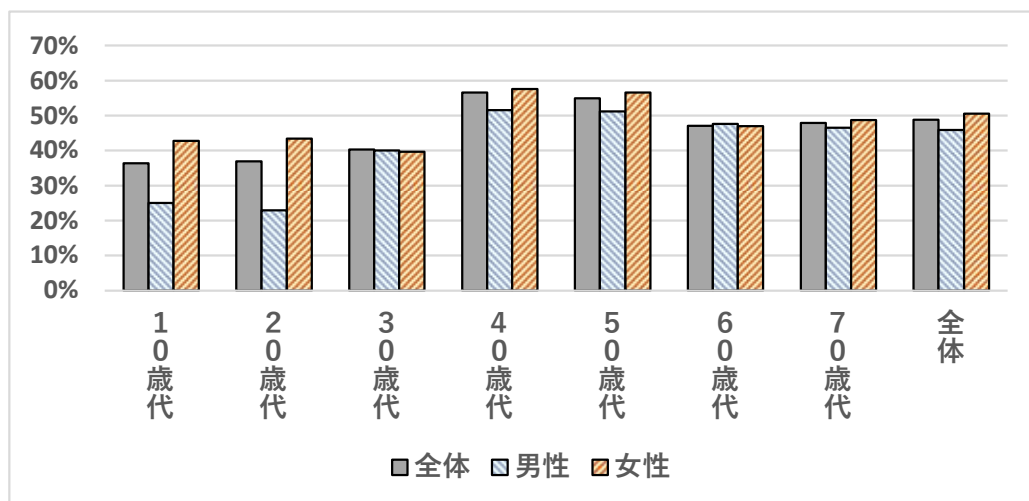
●40歳代～50歳代の不安感が高い

- ・ 「犯罪被害に遭う不安感」を男女別で比較すると、男性の不安感はや45.9%であるのに対し、女性では50.5%であり、年代別で見てもほとんどの年代で男性よりも不安感が高くなっている。
- ・ 「犯罪被害に遭う不安感」を年代別で比較すると、40歳代から50歳代が特に不安感が強く、10歳代から30歳代は平均を大きく下回っている。

〔男女別の不安感の年次変化〕



〔年代別・男女別不安感（令和6年）〕

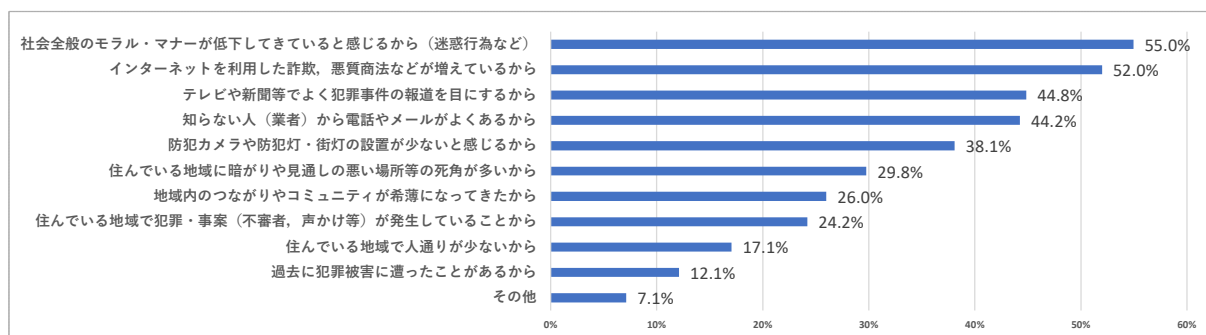


ウ 不安に感じる理由

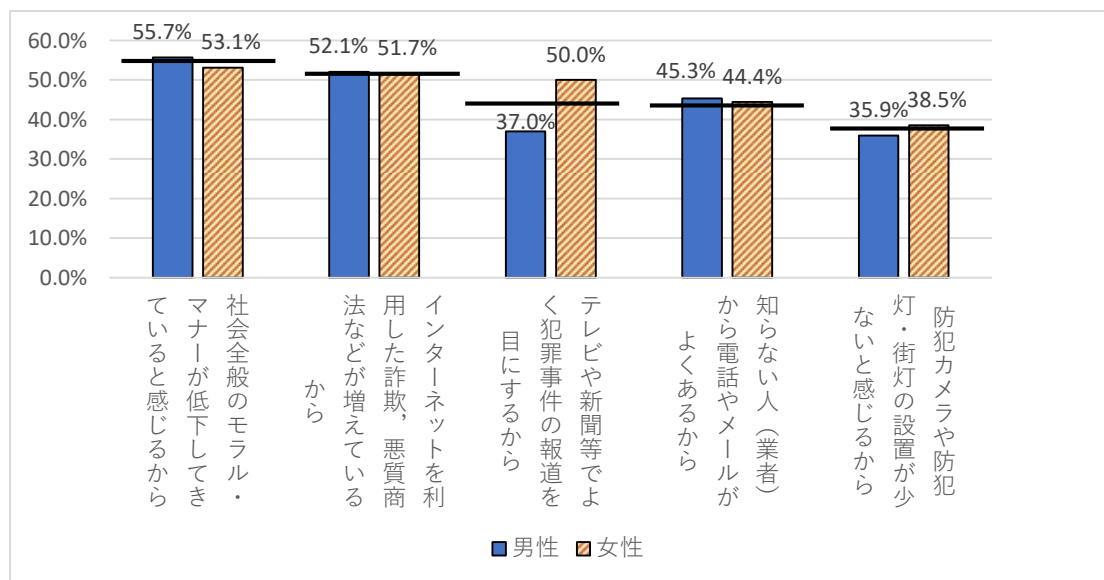
●半数以上が「モラル・マナーの低下」「インターネットを利用した詐欺など」に不安を感じている

- ・ 「大いに感じる」または「多少感じる」と答えた方に、「不安を感じる『理由』」はどのようなものですか。（複数回答可）」と聞いたところ、「社会全般のモラル・マナーが低下してきていると感じるから（迷惑行為など）」「インターネットを利用した詐欺、悪質商法などが増えているから」の割合が高くなっている。

〔不安に感じる理由〕



〔男女別・不安に感じる理由（上位5項目）〕



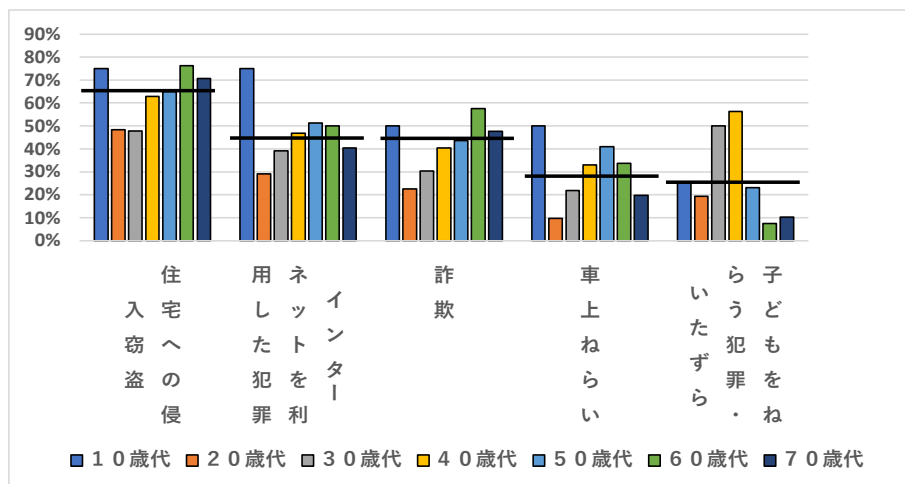
エ 不安に感じる犯罪の種類

● 6割半ばの人が「住宅への侵入窃盗」を不安と感じている

- ・ 「大いに感じる」または「多少感じる」と答えた方に、「不安に感じる犯罪や事案は、具体的にどのようなものですか。（複数回答可）」と聞いたところ、依然として「住宅への侵入窃盗（空き巣など）」の割合が最も高く、「詐欺」や「強盗」等においては、前回調査より割合が上昇している。
- ・ 新たに選択肢に加えた「インターネットを利用した犯罪」「子どもをねらう犯罪・いたずら」が上位に入っている。
- ・ 年代別で内訳をみると、「住宅への侵入窃盗（空き巣など）」では60歳～70歳代の人が多く、また、「子どもを狙う犯罪・いたずら」では30から40歳代の人が特に不安を感じている。

	令和6年	令和元年
住宅への侵入窃盗（空き巣など）	65.1%	78.7%
インターネットを利用した犯罪	45.2%	
詐欺	44.0%	39.6%
車上ねらい	29.6%	38.5%
子どもをねらう犯罪・いたずら	26.0%	
自動車・オートバイ盗難	25.8%	27.5%
強盗	24.4%	16.9%
自転車盗難	20.6%	31.0%
声かけ（不審者からの呼びかけ）	20.2%	
暴行・傷害	17.9%	16.1%
ひったくり	13.3%	26.6%
わいせつ	13.1%	15.2%
恐喝	9.9%	9.2%
殺人	9.5%	5.3%
少年い集	8.7%	
ストーカー犯罪	6.0%	
薬物犯罪	5.8%	
DV	2.8%	
その他	5.8%	6.8%

〔年代別・不安に感じる犯罪の種類（上位5項目）〕



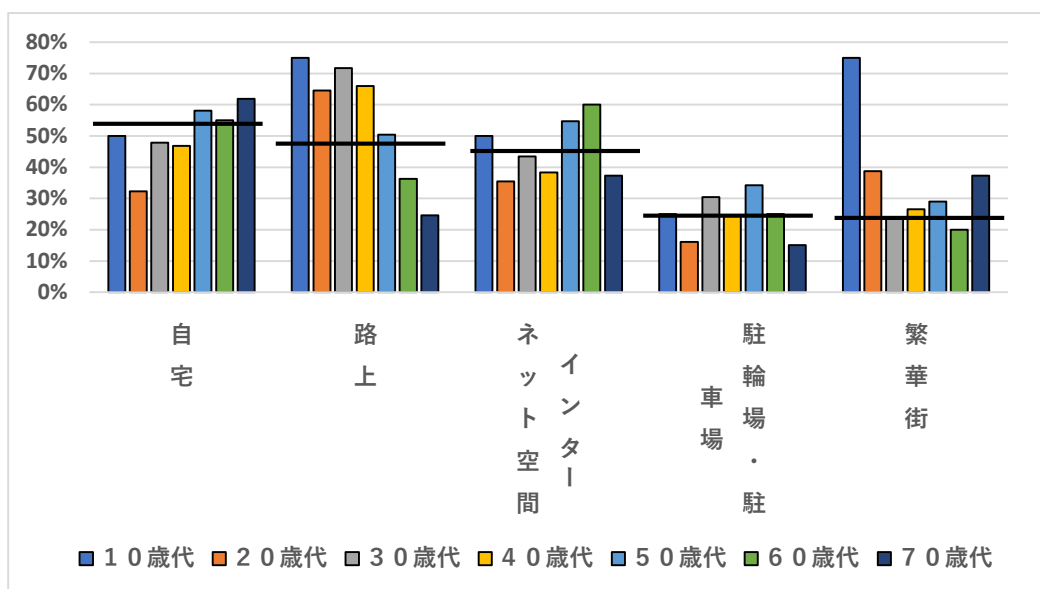
オ 不安に感じる場所

●半数以上の人不安に感じる場所として「自宅」を挙げている

- ・ 「大いに感じる」または「多少感じる」と答えた方に、「不安に感じる場所は、具体的にどのようなところですか。（複数回答可）」と聞いたところ、依然として「自宅」において、不安を感じる割合が最も高くなっている。
- ・ 唯一、「繁華街（商店街、歓楽街など）」を不安と感じる割合が前回調査から増加している。
- ・ 新たに選択肢に加えた「インターネット空間（SNS、掲示板など）」で不安を感じる人が4割半ばとなった。
- ・ 年代別では、「自宅」「インターネット空間（SNS、掲示板など）」では50歳代以上、「路上（通勤・通学路など）」「繁華街（商店街、歓楽街など）」では若い世代の回答が多い傾向にある。

	令和6年	令和元年
自宅	53.4%	76.0%
路上（通勤・通学路など）	47.6%	49.4%
インターネット空間（SNS、掲示板など）	45.8%	
駐輪場・駐車場	24.6%	36.3%
繁華街（商店街、歓楽街など）	23.4%	16.9%
公園	16.5%	18.9%
大規模な集客施設（デパートなど）	12.5%	16.3%
その他	3.2%	3.9%

〔年代別・不安に感じる場所（上位5項目）〕



(2) 防犯対策について

ア 「自身」の安全・安心のため「日頃から取り組んでいる」防犯対策

- 9割近くの人が「戸締りの徹底」に取り組んでおり、5割半ばの人が「電話勧誘や訪問販売の拒否」に取り組んでいる
- 「特になし」の回答は2.5%

- ・ 「あなたが日頃から取り組んでいる防犯対策は何ですか。（複数回答可）」と聞いたところ、「戸締りの徹底」の割合が最も高く、次いで「電話勧誘や訪問販売の拒否」が高い。
- ・ 「特になし」は2.5%であり、「その他」（1.8%）も除くと95.7%の人は何らかの防犯対策に日頃から取り組んでいる。

	令和6年	令和元年
戸締りの徹底	88.3%	86.3%
電話勧誘や訪問販売の拒否	55.8%	64.0%
電話を留守番電話に設定	33.6%	
補助錠やセンサーライトなどの防犯機器設置	29.9%	29.2%
暗い夜道等の回避	28.9%	33.1%
自動車への警報器等の盗難防止装置の設置	16.2%	16.8%
防犯カメラの設置	8.9%	4.2%
地域の犯罪発生状況の把握	8.7%	13.0%
自転車への二重施錠	8.3%	9.8%
防犯ガラスの設置	6.6%	
防犯ブザー等防犯グッズの携帯	6.4%	
警備会社との契約	5.0%	3.4%
特殊詐欺撃退機器（防犯機能付き電話機）の設置	4.1%	
特になし	2.5%	4.0%
その他	1.8%	1.8%

イ 「特になし」の理由

- 「特になし」の理由の4割超が、「自分は犯罪被害にあわないと思っているから」と回答

- ・ 「特になし」と答えた方に、「その理由は何ですか。」と聞いたところ、「自分は犯罪被害にあわないと思っているから」という割合が最も高い。

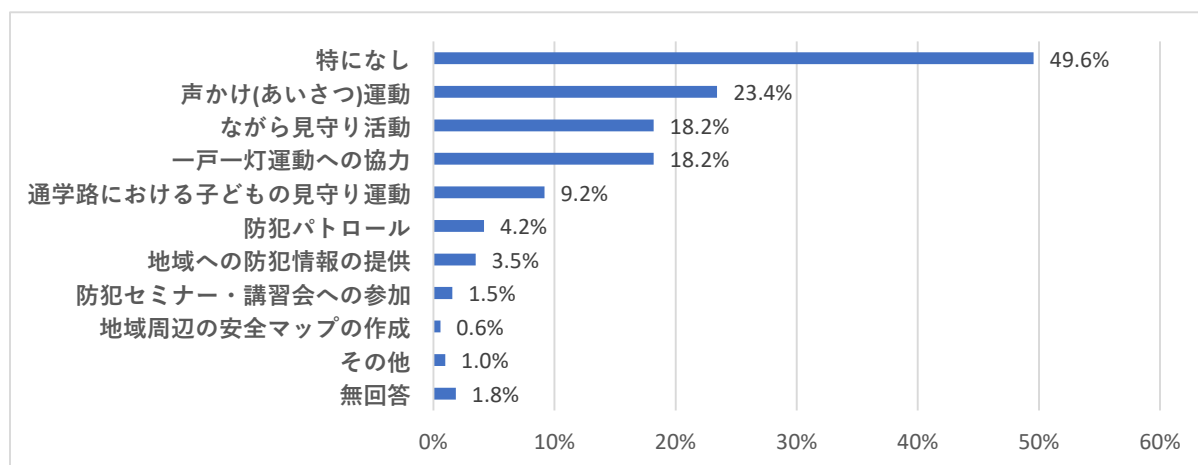
	令和6年	令和元年
自分は犯罪被害にあわないと思っているから	42.3%	29.4%
費用がかかると思うから	26.9%	8.8%
どのような対策をとったらいいのか分からないから	11.5%	38.2%
その他	7.7%	8.8%

ウ 「地域」の安全・安心のため「日頃から取り組んでいる」防犯対策

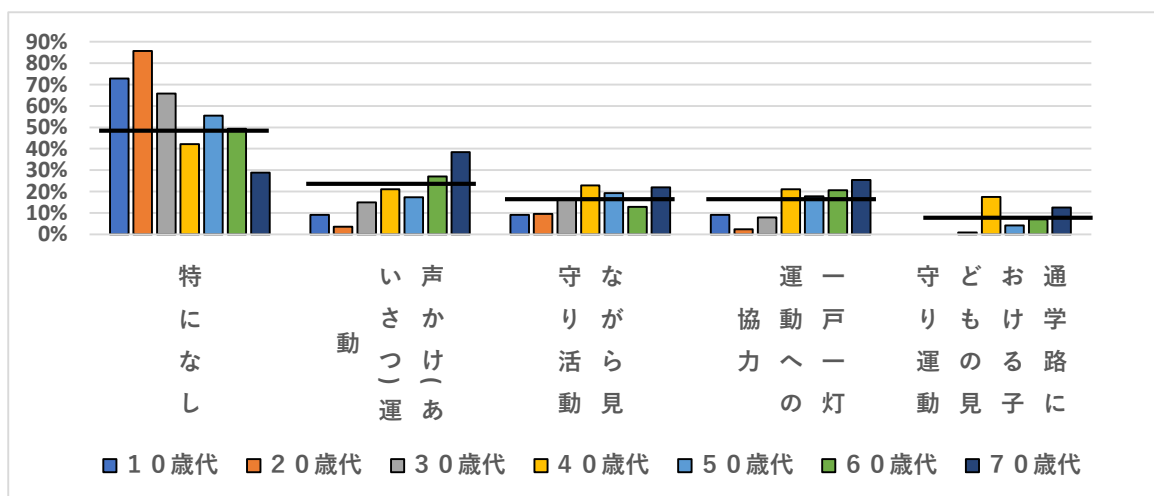
●半数近くの人が特に何も取り組んでおらず、2割前後の人が「声かけ（あいさつ）運動」「ながら見守り活動」「一戸一灯運動」に取り組んでいる

- ・ 「地域の安全・安心のため、あなたが日頃から取り組んでいる防犯対策は何ですか。（複数回答可）」と聞いたところ、「特になし」の割合が最も高く、次いで「声かけ（あいさつ）運動」が高い。
- ・ 年代別で内訳をみると、10歳代から30歳代の若い世代で「特になし」の割合が高くなっている。

〔地域の安全・安心のため日頃から取り組んでいる防犯対策〕



〔年代別・地域の安全・安心のため日頃から取り組んでいる防犯対策（上位5項目）〕



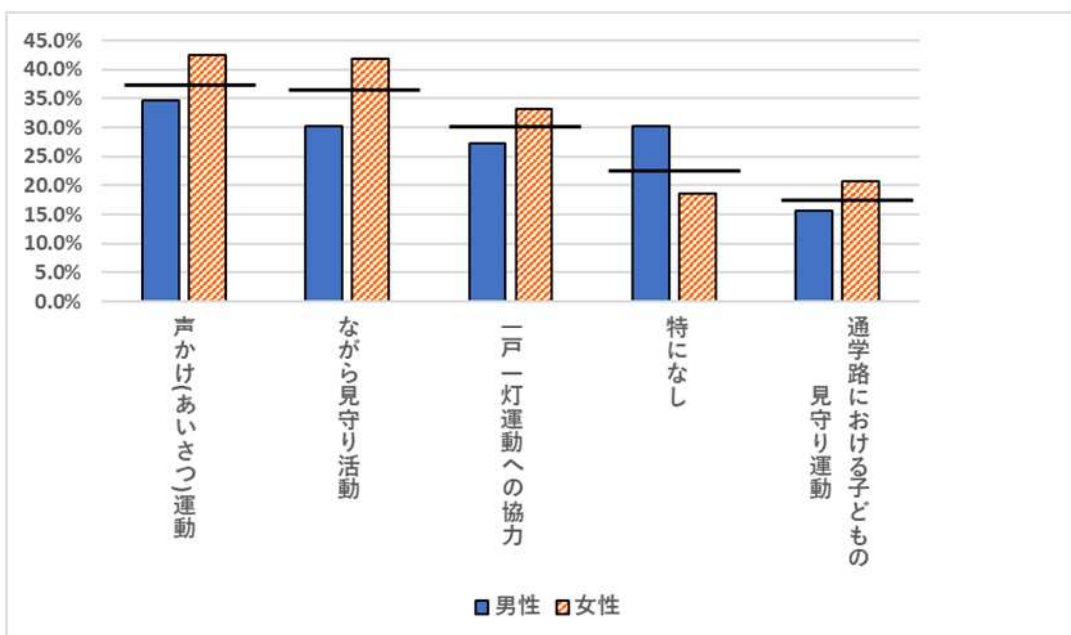
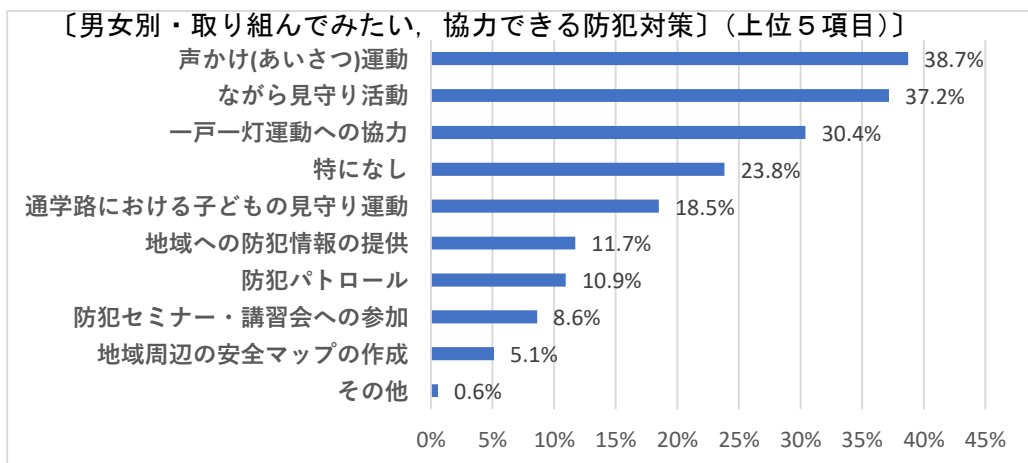
エ 「地域」の安全・安心のため「取り組んでみたい、協力できる」防犯対策

● 3割を超える人が、「声かけ（あいさつ）運動」「ながら見守り活動」「一戸一灯運動」に取り組んでみたい、協力できると回答

● 7割を超える人が、何らかの活動に取り組んでみたい、協力できると回答

- ・ 「地域の安全・安心のため、あなたが取り組んでみたい、または協力することができる防犯対策は何ですか。（複数回答可）」と聞いたところ、「声かけ（あいさつ）運動」の割合が最も高く、次いで「ながら見守り活動」が高い。
- ・ 「特になし」は23.8%であり、「その他」の0.6%も除くと、75.6%の人が、何らかの防犯対策に取り組んでみたいと回答。
- ・ 年代別・男女別で内訳をみると、女性の方が男性よりも防犯対策に取り組んでみたいと回答する割合が高い。

〔取り組んでみたい、協力できる防犯対策〕

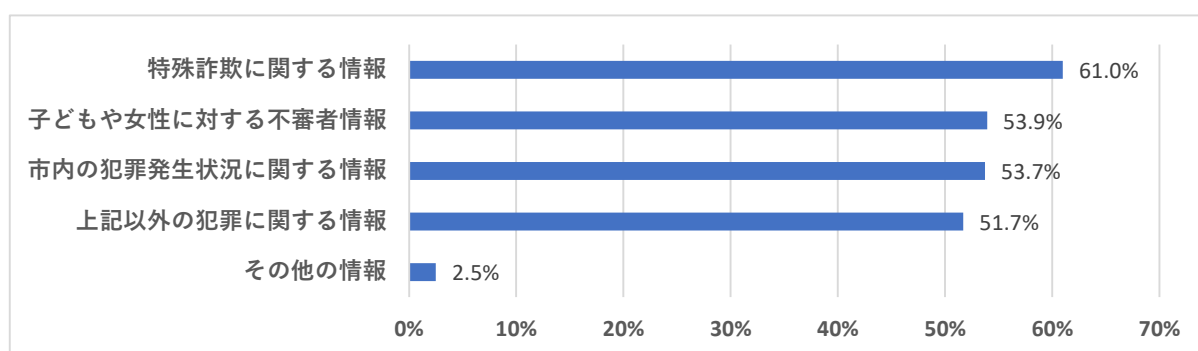


オ 安全・安心のため必要な情報

●半数以上の人「特殊詐欺に関する情報」「子どもや女性に対する不審者情報」「市内の犯罪発生状況に関する情報」を必要としている

- ・ 「安全・安心のため、あなたに必要な情報は何か。（複数回答可）」と聞いたところ、「特殊詐欺に関する情報」の割合が最も高く、それ以外の項目についても高い割合であった。

〔安全・安心のため、必要な情報〕



(3) 自主防犯活動団体について

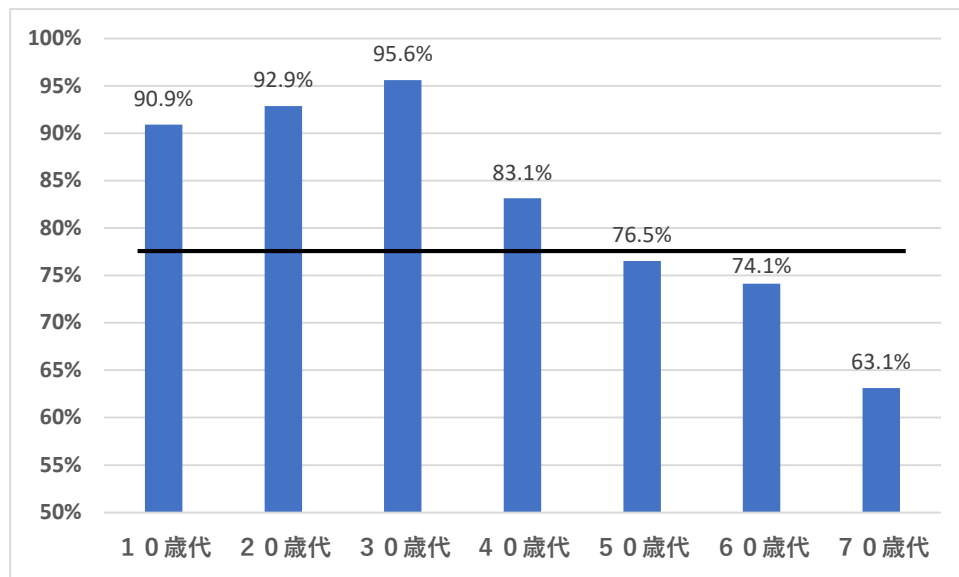
ア 地域住民がボランティアで実施している防犯活動への参加

- 8割近くの人が地域での防犯活動に「参加したことがない」
- 現役世代の参加割合が低い

- ・ 「あなたは、地域住民がボランティアで実施している防犯活動に参加したことがありますか。(回答は1つ)」と聞いたところ、「参加したことがない」の割合が最も高く、8割近い。
- ・ また、年代別で見ると、特に10歳代～40歳代の割合が特に高い。

	令和6年	令和元年
参加したことがない	77.5%	80.3%
過去に参加したことがある	15.0%	13.3%
積極的に参加している	2.0%	3.1%
活動している人に誘われると参加している	1.6%	1.6%

〔年代別・「参加したことがない」回答割合〕



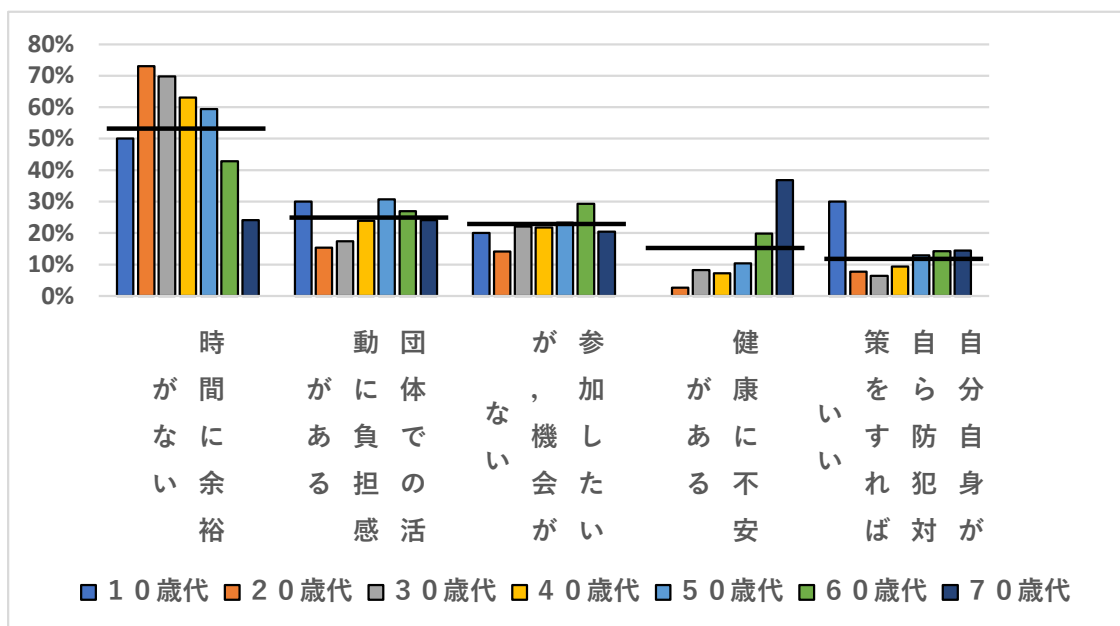
イ 防犯ボランティア活動に参加したことがない理由

- 参加したことがない理由の半数以上が「時間に余裕がない」と回答
- 2割超が、「参加したいが、機会がない」と回答

- ・ 防犯活動に参加したことがないと回答した人に対し、「その理由はなんですか（複数回答可）」と聞いたところ、「時間に余裕がない」の割合が最も高い。また、参加したことがない人のうち、2割の人が「参加したいが機会がない」という参加意欲を示している。
- ・ 年代別で内訳をみると、「時間に余裕がない」と回答した人は、60歳代、70歳代に比べて、20歳代から50歳代の人の割合が高い。

	令和6年	令和元年
時間に余裕がない	53.1%	50.5%
団体での活動に負担感がある	25.2%	16.1%
参加したいが、機会がない	22.7%	26.1%
健康に不安がある	16.9%	10.1%
自分自身が自ら防犯対策をすればいい	11.6%	12.8%
防犯は警察にまかせればいい	5.2%	3.4%
その他	8.6%	14.1%

〔年代別・参加しない理由（上位5項目）〕



(4) 防犯に関する取組

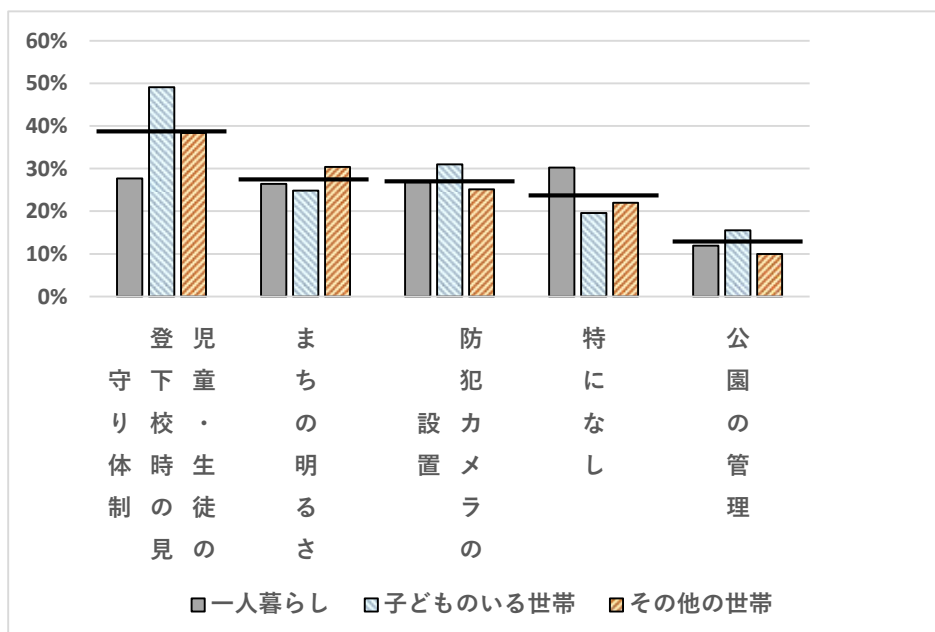
ア 犯罪の未然防止に関して充実・改善されてきたこと

- 4割弱の人が「児童・生徒の登下校時の見守り体制」と回答
- 3割近くの人が「まちの明るさ」「防犯カメラの設置」と回答

- ・ 「犯罪の未然防止に関して、あなたが近年「充実してきた」若しくは「改善されてきた」と思われるものは何ですか。(複数回答可)」と聞いたところ、「児童・生徒の登下校時の見守り体制」の割合が最も高い。次いで「まちの明るさ」が高くなっているものの、令和元年よりも割合が低くなっている。
- ・ 世帯構成別で内訳をみると、子どものいる世帯で特に「児童・生徒の登下校時の見守り体制」が高く評価されている。

	令和6年	令和元年
児童・生徒の登下校時の見守り体制	39.3%	55.4%
まちの明るさ	27.4%	28.6%
防犯カメラの設置	27.3%	
特になし	23.4%	19.4%
公園の管理	12.3%	11.8%
公共施設や店舗における防犯対策	10.4%	10.0%
犯罪発生情報の発信や防犯対策の普及	10.3%	16.7%
地域内の防犯体制	9.6%	14.0%
街路樹や個人宅の植栽	9.3%	9.0%
駐車場や駐輪場における防犯対策	5.2%	5.4%
その他	1.5%	2.4%

〔世帯構成別・充実、改善されてきたこと（上位5項目）〕



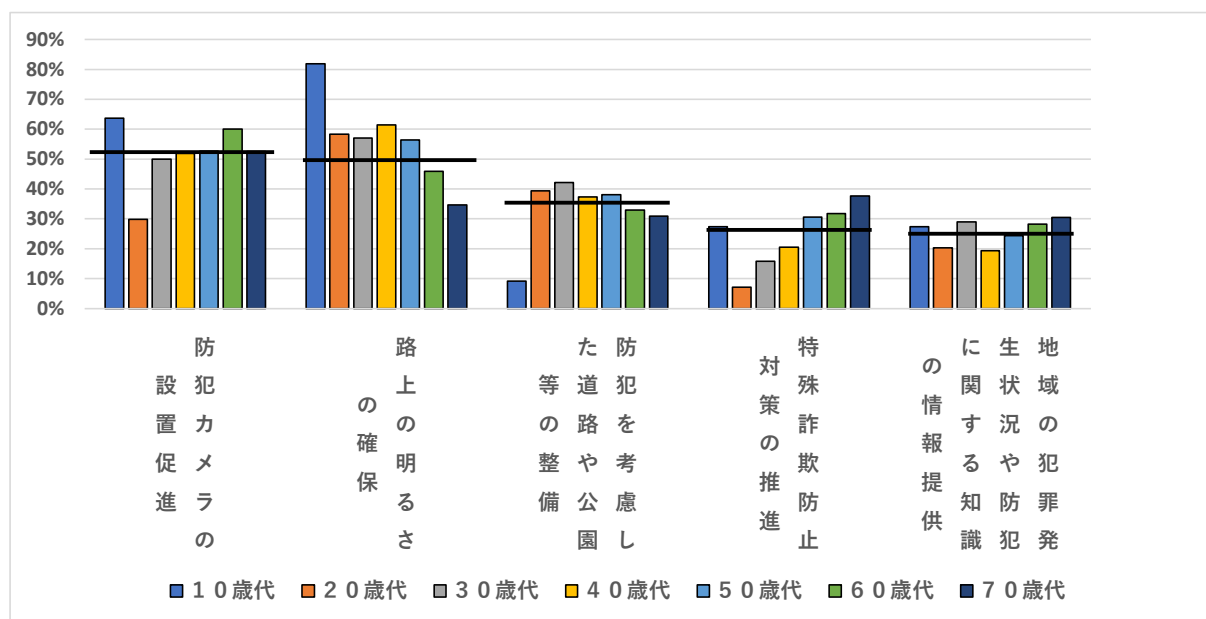
イ 市に力を入れてほしい取組

●半数の人が「防犯カメラの設置促進」「路上の明るさの確保」を求めている

- 「あなたが、普段宇都宮市で生活する中で、特に市に力を入れてほしい取組は何ですか。
(回答は2つまで)」と聞いたところ、「防犯カメラの設置促進」が最も多く、次いで、「路上の明るさの確保」、「防犯を考慮した道路や公園等の整備」となっている。
- 年代別で内訳をみると、「防犯カメラの設置促進」については、20歳代以外の世代から広く求められているほか、「路上の明るさの確保」「防犯を考慮した道路や公園等の整備」は特に50歳代以下、「特殊詐欺」では50歳代以上で求められている。

	令和6年	令和元年
防犯カメラの設置促進	51.5%	38.6%
路上の明るさの確保	50.0%	41.9%
防犯を考慮した道路や公園等の整備	35.3%	29.7%
特殊詐欺防止対策の推進	27.2%	18.5%
地域の犯罪発生状況や防犯に関する知識の情報提供	25.9%	20.3%
子どもの規範意識の向上	20.8%	17.5%
暴力団排除の推進	13.6%	7.3%
わからない	1.7%	2.1%
その他	5.4%	3.5%

〔年代別・市に力を入れてほしい取組（上位5項目）〕



3 各地区防犯ネットワークへのアンケート

自主防犯活動等に関するアンケート調査

調査対象者等

- ・ 調査対象者 各地区防犯ネットワーク代表者39人
- ・ 調査方法 郵送
- ・ 調査期間 令和6年5月29日から6月10日まで

回収結果

- ・ 回答数 29人
- ・ 回収率 74.4%

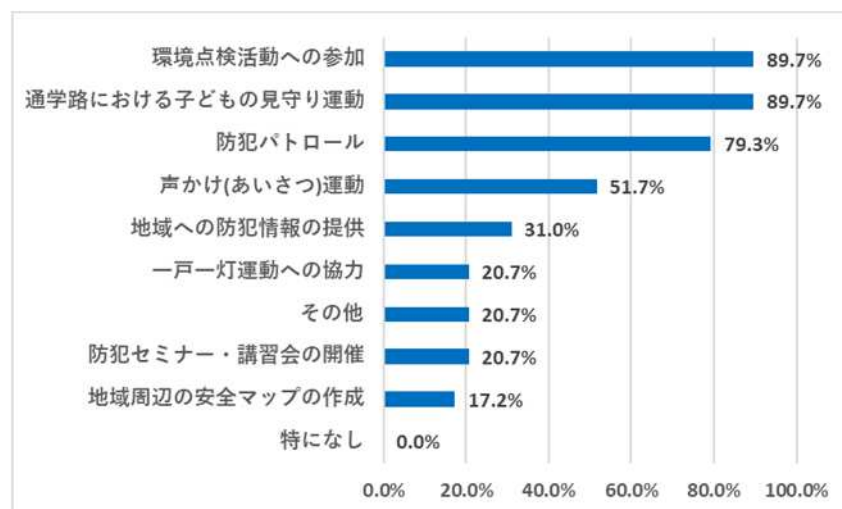
(1) 活動の状況

ア 現在、取り組んでいる自主防犯活動

●約9割が「環境点検活動への参加」、「通学路における子どもの見守り運動」を実施

- ・ 「現在、取り組んでいる自主防犯活動を記載ください。(複数回答可)」と聞いたところ、約9割が「環境点検活動への参加」「通学路における子どもの見守り運動」、約8割が「防犯パトロール」を実施している。

〔現在、取り組んでいる自主防犯活動〕



【その他】

- ・ 2つの小学校へ防犯標語募集、選考、表彰、学校外へ掲示
- ・ 青パトによるパトロール、青色防犯パトロール活動
- ・ 相談・悩み等の相談は直接現場を確認して対応
- ・ 地域担当交番所員との情報交換(3か月に1回)
- ・ 通学路の横断旗の設置・交通事故防止の坎バンの設置。防犯・防火の夜回り実施

イ 5年前と比較した活動状況

● 5年前と比較し、4割近くの団体で活動が「(概ね)減少している。」

- ・ 「自主防犯『活動』について、5年前と比較し、活動状況はどのようなものですか？（回答は1つ）」と聞いたところ、18団体（62.1%）が「変わらない」、11団体（37.9%）が「(概ね)減少している。」と回答している。

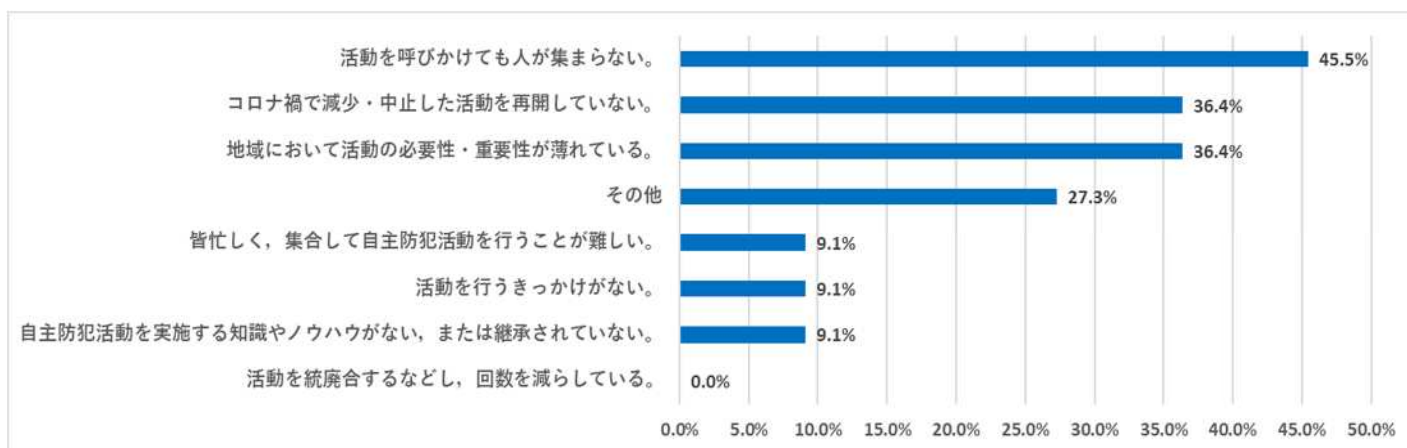
※ 「(概ね)増加している。」の回答はなし

ウ 減少している理由

● 半数近くが「活動を呼びかけても人が集まらない。」

- ・ 「自主防犯『活動』について、5年前と比較し、活動状況はどのようなものですか？（複数回答可）」と聞いたところ、「活動を呼びかけても人が集まらない。」「コロナ禍で減少・中止した活動を再開していない。」の割合が高くなっている。

〔活動減少の理由〕



【その他】

- ・ 高齢化が進み子ども見守りのボランティアが減少しつつある
- ・ 防犯パトロール隊を結成しているが高齢化に伴い人員が減少している。募集を行っているが現状維持が難しい
- ・ ボランティアの人たちの高齢化

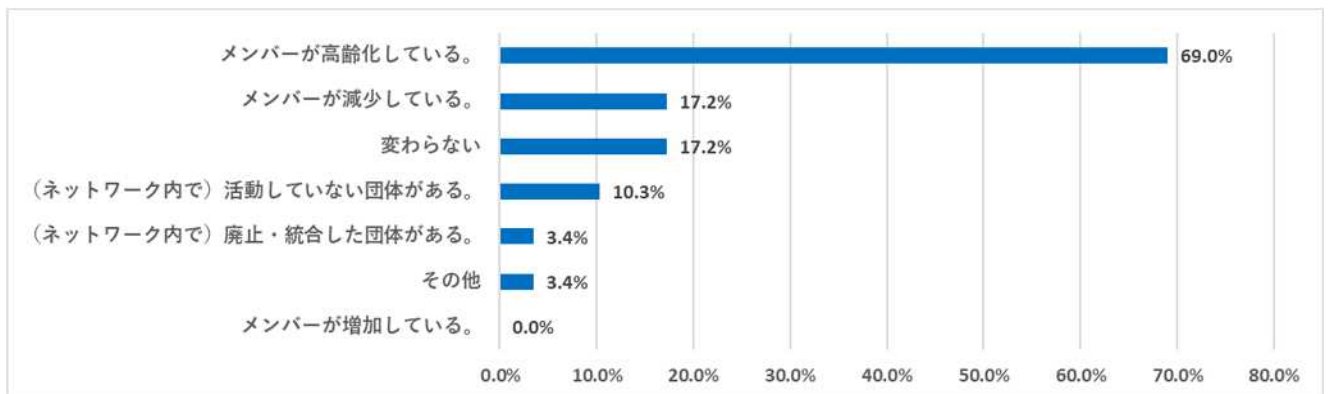
(2) 組織の状況

ア 5年前と比較した組織の状況

● 5年前と比較し、約7割が「メンバーが高齢化している。」

- ・ 「自主防犯『団体』について、5年前と比較し、組織の状況はどのようなものですか？（複数回答可）」と聞いたところ、約7割が「メンバーが高齢化している。」と回答している。

〔5年前と比較した組織の状況〕



【その他】

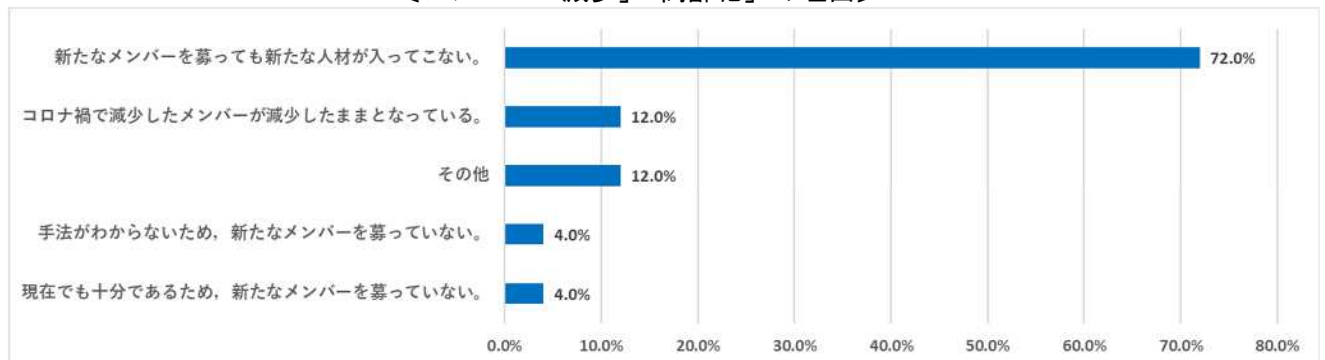
- ・ 役員のなり手がなかなかいない

イ 減少・高齢化している理由

● 約7割が「新たなメンバーを募っても新たな人材が入ってこない。」

- ・ 「自主防犯団体のメンバーが「減少している」「高齢化している」理由はどのようなものですか？（回答は1つ）」と聞いたところ、約7割が「新たなメンバーを募っても新たな人材が入ってこない。」と回答している。

〔メンバー「減少」「高齢化」の理由〕



【その他】

- ・ 若いメンバーは1～2年で交代・古いメンバーはそのまま継続のため
- ・ 若い人のなりてがなかなかいない
- ・ 全体としては高齢化が傾向だが、学校 PTA 子ども会等は継続して協力してくれている

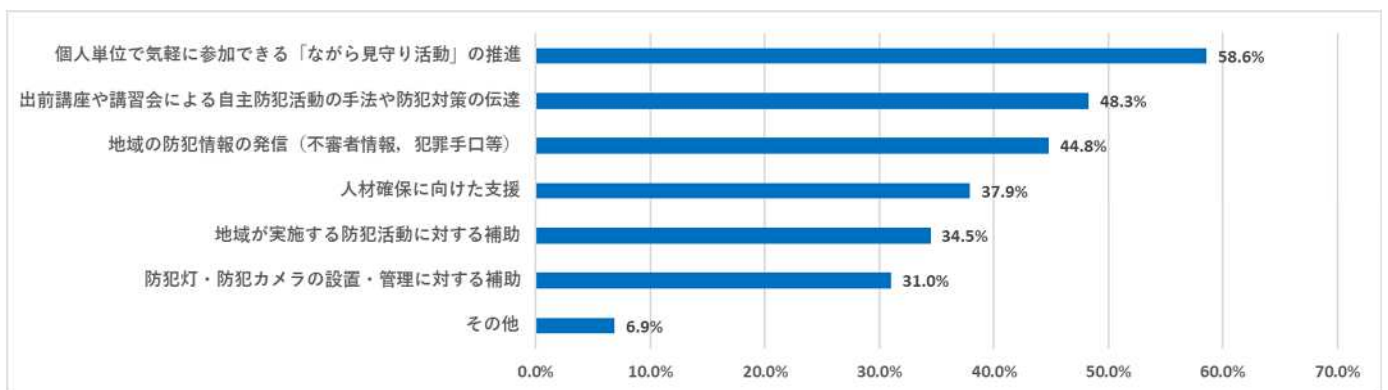
(3) 必要な支援や取組

ア 地域防犯や自主防犯団体の活動促進のため、必要な支援・取組

●約6割が「ながら見守り活動」の推進が必要と感じている

- ・ 「地域防犯や自主防犯団体の活動促進のため、必要な支援や取組はどのようなものですか？（複数回答可）」と聞いたところ、約6割が「個人単位で気軽に参加できる『ながら見守り活動』の推進」、約5割が「出前講座や講習会による自主防犯活動の手法や防犯対策の伝達」と回答している。

〔地域防犯・活動促進のため、必要な支援・取組〕



【その他】

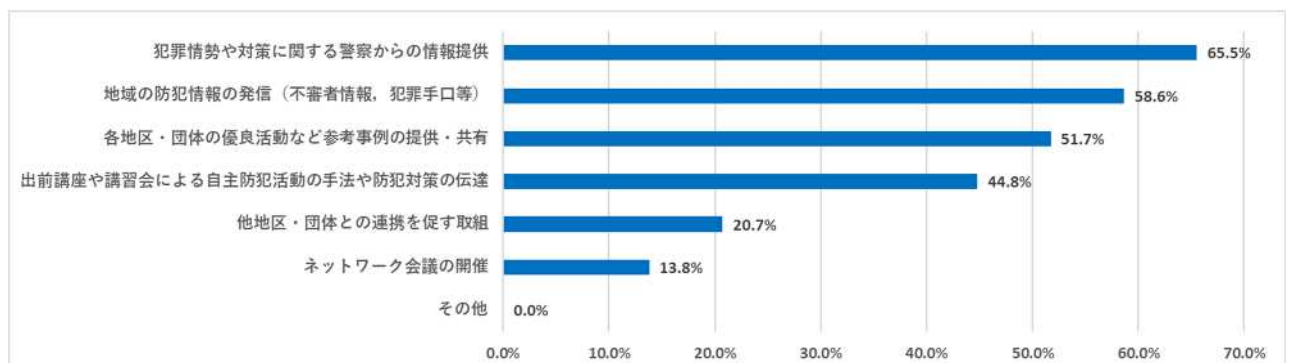
- ・ コロナ禍中においても、各自治会各団体の協力で中止することなく実施できました
- ・ 防犯ベスト等の要望があれば配布している。活動費も補助・学校区割で

イ 地区防犯ネットワークの推進のため、必要な取組

●6割以上が、犯罪情勢や対策に関する警察からの情報提供を求めている

- ・ 「地区防犯ネットワークの推進のため、必要な取組はどのようなものですか？（複数回答可）」と聞いたところ、「犯罪情勢や対策に関する警察からの情報提供」「地域の防犯情報の発信（不審者情報、犯罪手口等）」「各地区・団体の優良活動など参考事例の提供・共有」の割合が高くなっている。

〔地区防犯ネットワークの推進のため、必要な取組〕



4 関係機関・団体との連携状況等

関係機関・団体との連携のもと、意見交換等を行いながら、情報の共有化や事業の実施に取り組んでいます。

【連携した取組・聴取した意見等】

栃木県警察（生活安全企画課、生活環境課歓楽街対策室等）
・ 統計データの市への提供、ルリちゃん安全メールの配信、市と連携した周知啓発 ・ J R 宇都宮駅東口歓楽街対策会議の開催、警察や地域との合同パトロールの実施 ・ 市には、防犯に関する周知啓発、地域防犯の担い手である防犯団体への支援、道路など各部門と連携した指導・パトロールの実施等を求めている。
栃木県（くらし安全安心課）
・ 市と連携した周知啓発の実施（イベント、事業周知） ・ 犯罪被害者支援・再犯防止対策における連携・情報共有
公益社団法人 被害者支援センターとちぎ
・ 犯罪被害者パネル展・講演会の開催（市民ホール・南図書館ギャラリー） ・ 市・県と連携した犯罪被害者支援 ・ センターの活動への支援（財政的支援、相談場所の確保等） ・ 引き続き、市と周知啓発を行っていくとともに、円滑な被害者支援に向け、市の総合窓口との連携・協力を求めている。
公益社団法人 栃木県暴力追放県民センター
・ 啓発活動として青少年に対する周知が重要と考えており、特に、闇バイトやSNS犯罪等を入口に暴力団に巻き込まれることがないように啓発していく必要がある。 ・ 暴力団の資金源ともなる特殊詐欺や闇バイト等について、周知啓発を行っていくとともに、公の施設の利用制限や入札からの排除など、市事業からも着実に暴力団を排除していくことが重要である。
地域防犯団体代表者（各地区防犯ネットワーク）
・ 環境点検活動への参加、犯罪情報の提供等 → 意見等については、「各地区防犯ネットワークへのアンケート（本資料35から38ページ）」を参照
更生保護ボランティア（宇都宮保護区保護司会など）
・ 社会を明るくする運動における連携 ・ 更生保護に係る周知啓発の実施

5 第4次計画事業評価

(1) 成果指標

ア 人口千人当たりの刑法犯認知件数

市、市民、警察等が連携を図りながら各種防犯対策に取り組んできたことにより、令和4年の刑法犯認知件数は、平成15年から令和4年にかけて約5分の1に減少したが、目標である中核市平均（3.9件以下※）を達成することができなかったことから、さらなる対策が求められます。

（単位：件）

H30年 【初期値】	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年 【目標値】
6.9	6.7	5.4	4.8	4.7	6.2 3.9

△0.7件

※ 中核市平均（3.9件）は、第4次計画策定時における令和5年の推計値であり、実績値は5.7件

イ 防犯対策を推進する中、安心して暮らすことができていると感じる市民の割合

各種防犯対策の推進により、市民の安心感は5年前より向上しているが、目標（90.0%）を下回っている状況であるため、引き続き、市民の安心感を向上させる取組の推進が求められます。

（単位：%）

R元年度 【初期値】	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 【目標値】
84.1	91.1	88.8	88.8	89.1	88.8 90.0

4.7ポイント

(2) 活動指標

活動指標8項目のうち5項目で「概ね順調」以上を達成しています。しかしながら、その他の項目については、コロナ禍収束後、回復傾向にはあるものの、目標値には達していない状況であるため、各対策の更なる推進が求められます。

基本目標1：一人ひとりの「防犯力」の向上

SNS出前講座や防犯講習会の開催等により、市民の防犯意識・規範意識の向上や市民自らの防犯対策の実践を促進し、「個人」による防犯力の向上に取り組んできました。

【活動指標】

基本施策	重点施策	活動指標名	初期値 (R元)	目標値 (R6)	現状値 (R5)	達成度※
市民への防犯意識高揚対策	SNS犯罪対策の強化	SNS出前講座実施校数[年度]	50校	94校	94校	順調
市民による実践活動促進対策	防犯に係る知識・技術の普及	防犯講習会受講者数[年度]	8,200人	12,000人	6,451人	遅れている

※ 達成度については、目標値に対して、90%以上を「順調」、75～90%未満を「概ね順調」、75%未満を「遅れている」としている。

基本施策1：市民への防犯意識高揚対策

	主な取組
防犯に関する広報・啓発	・「広報うつのみや」や市ホームページ、SNS等を通じ、防犯に関する情報を発信 ・県警と連携し、直近の犯罪情勢を捉えた動画を作成し、学校や報道、動画サイト等を通じて広く啓発を実施
犯罪発生情報の提供	・不審者情報や重点抑止犯罪等を情報提供 ・地区防犯ネットワークに情報提供
SNS犯罪対策の強化	・SNSに関わるトラブル防止出前講座の実施 ・「ノースマホ・ノーゲームデー」「スマホケータイ宮っ子ルール徹底週間」「スマホ・ケータイフィルタリング設定100%キャンペーン」において啓発を実施
市民の規範意識の向上	・小中学校における道徳教育や情報モラル教育などを実施 ・保護者や関係団体等を対象に非行防止講演会を開催
暴力団排除の推進	・公共工事への入札を制限するなど、事務事業からの排除 ・公の施設の利用を制限 ・県警と連携し、中高生に身近な闇バイトやSNS犯罪など、直近の犯罪情勢を捉えた動画を作成し、啓発を実施

基本施策2：市民による実践活動促進対策

	主な取組
防犯に係る知識・技術の普及	・防犯活動指導員（警察官OB）による防犯講習会を開催 ・消費生活相談員による消費生活出前講座を実施
学校における安全教育の推進	・各学校における防犯教育の実施 ・小学校1年生に配布した防犯ブザーの携行を促進

基本目標2：地域の「防犯力」の向上

協働の地域づくり支援事業補助金などにより、自主防犯団体による活動を促進するとともに、市民総ぐるみ環境点検活動やスクールガードによる子どもの見守り活動など、各主体の連携による防犯対策の強化に取り組んできました。

また、犯罪被害者等や再犯防止に関する理解促進に向け、各団体等と連携した周知啓発に取り組んできました。

【活動指標】

基本施策	重点施策	活動指標名	初期値 (R元)	目標値 (R6)	現状値 (R5)	達成度
自主防犯団体による活動促進対策	自主防犯活動における連携・協力の促進	防犯活動団体数[年度]	563 団体	600 団体	566 団体	順調
連携・協働による活動推進対策	様々な主体の連携による防犯活動の促進	環境点検活動参加者数[年度]	2,400 人	2,800 人	999 人	遅れている
犯罪被害者等支援対策	犯罪被害者等に関する理解促進	犯罪被害者等講話受講者数[年度]	3,593 人	4,800 人	6,559 人	順調
再犯防止対策	再犯防止に関する理解促進	社会を明るくする運動参加者数[年度]	500 人	1,000 人	400 人	遅れている

基本施策3 自主防犯団体による活動の促進

	主な取組
自主防犯活動における連携・協力の促進	・随時、39地区の地区防犯ネットワーク代表者に最新の犯罪情報等を発信
青色防犯パトロールの促進	・協働の地域づくり支援事業補助金により導入を支援
自主防犯活動に対する支援	・地域まちづくり組織（39地区）を対象とした「協働の地域づくり支援事業補助金」を通じて、補助金（地域防犯活動）を交付

基本施策4 各主体の連携による防犯対策の強化

	主な取組
全市一斉防犯活動の推進	・子どもの一斉見守り活動、市民総ぐるみ環境点検活動、全国地域安全運動重点啓発活動、一戸一灯運動の実施
様々な主体の連携による防犯活動の促進	・市民総ぐるみ環境点検活動の実施 ・青少年巡回指導員による巡回指導活動の実施
事業者による防犯活動の促進	・「特殊詐欺被害防止協力店」と連携した啓発の実施 ・事業者や団体等が、業務等で車両を運行している際に防犯パトロールを実施する「ながらパトロール」を促進

第2章 本市における犯罪の現状と課題

学校等の安全に関する環境整備	・スクールガード・チーフを中心とした学校・保護者・地域の実態に応じたスクールガードシステムの整備及び見回り活動の実施 ・子どもの見守り活動強化月間の実施 ・学校における通学路の安全点検の実施
防犯協会との連携	・「宇都宮地域安全のつどい」の開催や「地域安全ニュース」の発信など周知啓発活動の実施 ・市内全小中学校1年生への防犯ブザーの配付
市による防犯活動の推進	・公用車による「ながらパトロール」の実施

基本施策5 犯罪被害者等支援対策

	主な取組
犯罪被害者等に関する理解促進	・中高生に対し「命の大切さを学ぶ授業」を開催 ・「被害者支援センターとちぎ」との共催による「犯罪被害者等支援巡回パネル展」を開催
犯罪被害者等支援の専門性の向上	・被害者支援担当窓口として、各種行政手続きの負担軽減に向けた支援を実施 ・犯罪被害者等見舞金の支給

基本施策6 再犯防止対策

	主な取組
更生に向けた支援の充実	・犯罪をした者等が安定して地域生活を送ることができるよう、適切な福祉サービスを提供 ・青少年巡回指導員による巡回指導の実施
再犯防止に関する理解促進	・「宇都宮市社会を明るくする運動」「青少年の非行・被害防止全国協調月間」推進市民のつどいにおける周知啓発 ・「社会を明るくする運動作文コンテスト」を通じた理解促進
再犯防止関係機関との連携促進	・宇都宮市保護区保護司会、更生保護女性会への活動支援 ・国や関係団体等の各種会議への参加、意見交換等の実施

基本目標3：生活環境の「防犯力」の向上

防犯対策重点地区において警察や地域と連携した防犯対策に取り組んできました。さらに、令和7年2月には、新たに「東武宇都宮駅周辺地区」を防犯対策重点地区に指定しました。

また、環境点検活動や学校における通学路の安全点検において、主に生活道路や通学路などのハード面での安全確保につなげるとともに、地域における防犯灯・防犯カメラの設置・運営支援や公共施設への防犯カメラの設置など、設備等による防犯性の向上に取り組んできました。

【活動指標】

基本施策	重点施策	活動指標名	初期値 (R元)	目標値 (R6)	現状値 (R5)	達成度
防犯対策重点地区強化対策	重点地区対策の更なる充実	防犯対策重点地区指定数	1地区	2地区	2地区※	順調
設備等による防犯性向上対策	防犯カメラの設置促進	防犯カメラ設置台数 [累計]	320台	700台	612台	概ね順調

※ 令和6年度(令和7年2月)に新たに1地区(東武宇都宮駅周辺地区)を追加

第2章 本市における犯罪の現状と課題

基本施策7 防犯対策重点地区強化対策

	主な取組
重点地区関係機関等との連携推進	・市・警察の合同パトロールの実施 ・警察や地域、事業者と連携した「官民合同パトロール」の実施
重点地区対策の更なる充実	・J R宇都宮駅周辺の市防犯カメラを更新 ・警察との意見交換を踏まえ必要な対策を検討するとともに、新たに1地区（東武宇都宮駅周辺地区）を防犯対策重点地区に追加

基本施策8 設備等による防犯性の向上

	主な取組
地域による問題箇所の改善促進	・39地区において実施する「市民総ぐるみ環境点検活動」を支援
防犯灯の適切な設置・運用支援	・自治会等が設置又は管理する防犯灯に対し、その費用の一部又は全部を補助
防犯カメラの設置促進	・商店街等が設置又は管理する街路灯や防犯カメラ等に対し、その費用の一部を補助 ・自治会による防犯カメラの設置に対する支援
特殊詐欺対策機器の普及促進	・各種広報媒体による周知や、特殊詐欺被害防止協力店の協力により、「特殊詐欺撃退機器」の普及を促進
事業者等に対する防犯対策の促進	・大規模小売店舗立地法に基づく開発許可申請時又は開発行為時において、事業者に対し防犯への配慮を要請
公共施設の防犯に配慮した整備・管理	・市内全小中学校、公立保育園、子ども発達センターへの防犯カメラの設置、適切な運用 ・公共施設維持管理において、防犯に配慮した整備を実施

（3）横断的施策（特殊詐欺対策）

第4次計画では、「一人ひとり」「地域」「生活環境」の3つの基本目標にまたがる「特殊詐欺対策」を横断的施策と位置づけ、各種対策に取り組んできたところであり、目標値を達成することができました。

横断的施策	事業	活動指標名	初期値 (R 元)	目標値 (R5)	実績値 (R5)
特殊詐欺対策	多様な媒体による広報活動、消費生活相談・消費生活出前講座、特殊詐欺被害防止協力店登録制度、撃退機器購入費補助事業	特殊詐欺被害件数[年間]	56 件	35 件以下	32 件

6 課題の整理

国・県・市の犯罪情勢等や市民等の意識の把握・分析とともに、第4次計画の成果指標等の達成状況等を踏まえた評価を行い、本市における犯罪の未然防止に係る「課題」を整理しました。

(1) 「一人ひとり」に関連する課題

① 犯罪情勢とターゲットを捉えた啓発活動の強化

- ・ 刑法犯認知件数の77.8%を占める「窃盗犯」の割合が増加傾向にある状況や、「車上ねらい」「住宅対象窃盗」「自動車盗」では無施錠での被害が多いことから、基本的な対策や「自分が被害にあうかもしれない」という意識をあらゆる機会に周知啓発し、重点抑止犯罪を含めた犯罪の抑止につなげていく必要があります。
- ・ 依然として発生する特殊詐欺やSNS犯罪対策、暴力団対策等について、引き続きターゲット層を明確にした上で取組を推進していく必要があります。

② 市民の実践活動の更なる推進

- ・ 被害の94%を女性が占める「風俗犯」が増加している状況や、女性の半数が犯罪被害にあう不安を感じている現状を踏まえ、個別施策・事業を明確にし、取組を推進していく必要があります。
- ・ 「防犯講習会」は目標値を達成しておらず、防犯のセミナー・講習会に参加したことがある者も1.5%と低く、年齢にも偏りがある一方、50歳以下の世代において、参加してみたいとの意見が多いため、現在の「平日・参集型」以外の手法について検討し、市民が参加しやすい環境を整えていく必要があります。

(2) 「地域」に関連する課題

③ 地域における防犯活動の持続性の確保

刑法犯認知件数や高校生以下への声かけ事案が増加していることから、パトロール等により地域の安全を守っていく必要があるが、自主防犯団体において、活動の減少や組織の高齢化などの課題があることから、防犯活動の持続性を確保するための取組を推進していくとともに、地域団体の活動のみでは、見守りの時間帯や頻度などに限界があるため、市民一人ひとりや事業者の協力を促していく必要があります。

④ 連携・協働の更なる推進

市民アンケートによると、地域の安全・安心のために日頃から取り組んでいる者（「特になし」49.6%）や、地域の自主防犯活動に参加したことがある者（「なし」77.5%）は多くない一方、75.6%の者からは、地域のために何らかの活動に取り組んでみたいとの声があったため、現在、活動に参加できていない理由を勘案しつつ、組織によらず個人でいつで

第2章 本市における犯罪の現状と課題

も気軽に参加できる「ながら見守り活動」を推進し、地域の安全・安心につなげていく必要があります。また、「③ 地域における防犯活動の持続性の確保」の状況を踏まえ、事業者による活動のさらなる促進についても検討していく必要があります。

⑤ 犯罪被害者等に対する支援の強化

国が「地方における途切れない支援の提供体制の強化」のために求めている多機関ワンストップサービスや機関内ワンストップサービス等の整備に向け、県や関係団体との連携を深め、より円滑に相談・支援ができる環境を整える必要があります。また、県が実施したアンケートでは、相談窓口や見舞金制度の認知度も低いため、周知啓発活動に取り組んでいく必要があります。

⑥ 再犯防止対策の更なる推進

国・県の第2次再犯防止推進計画と整合を図りながら、国が目指す「地域による包摂の推進」に向け、保健医療・福祉等を必要とする犯罪をした者に適切にサービスを提供できる体制や、立ち直りを決意した人を受け入れることができる地域社会づくりに取り組んで行く必要があります。

(3) 「生活環境」に関連する課題

⑦ 「重点地区」等における防犯対策の更なる充実

現在、重点地区に指定しているJR宇都宮駅周辺及び東武宇都宮駅周辺での取組を継続していくとともに、オリオン通りのように特定の諸課題がある地区の環境改善や治安維持に向けた個別施策・事業を明確にし、取組を進めていく必要があります。

⑧ 犯罪抑止に向けた防犯設備の更なる充実

設備等による防犯性向上について、市民アンケートにおいて評価される一方、依然として「市に力を入れて欲しい取組」として求める意見が多いことから、引き続き、地域への補助により防犯カメラ・防犯灯の設置を促進させるとともに、防犯に配慮した公共施設の整備・管理に取り組んでいく必要があります。

また、防犯カメラの設置促進については、自治会による設置に加え、民間の既存の防犯カメラの設置・稼働を周囲に知らしめることなどにより、犯罪の抑止と市民の体感治安向上につなげていく必要があります。

(4) 特殊詐欺対策に関連する課題

⑨ 特殊詐欺対策の着実な推進

横断的施策である特殊詐欺対策については、施策の目標を達成することができましたが、達然として高齢者を中心に特殊詐欺の犯罪被害が発生している状況を踏まえ、「一人ひとり」「地域」「生活環境」に係る事業の推進が必要です。

第3章 計画の基本方針

1 目指す姿

「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」の目的において掲げる『**現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことができる安全な地域社会**』を目指す姿とします。

2 基本目標

犯罪の抑制と市民の安心感の向上は着実に進んでいるため、これまでの3つの「基本目標」を基本としつつ、第4次計画の評価で明らかになった諸課題を踏まえ、個別施策、事業内容の見直しを図ります。

「犯罪被害者等支援対策」と「再犯防止対策」については、国において、これまで以上に市区町村の役割が明確化・重要化（既存の行政サービスの適切な提供など）され、その対応が求められることから、従来の「基本目標Ⅱ 『地域』の防犯力の向上」から独立した基本目標として整理します。

基本目標Ⅰ：「一人ひとり」の防犯力の向上

犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」という高い防犯意識を持ち、防犯に関する知識を身につけ、自ら防犯対策を実践することが重要であることから、広報啓発活動や情報発信などによる「市民への防犯意識高揚対策」とともに、防犯に係る知識・技術の普及促進などによる「市民による実践活動促進対策」に取り組んでいきます。

基本目標Ⅱ：「地域」の防犯力の向上

犯罪を未然に防止するためには、個人の取組と合わせて、市、警察、事業者、学校など地域コミュニティの連携による取組や支援が重要であることから、地域の防犯力の向上のため、自主防犯活動に対する支援などによる「自主防犯団体の活動促進対策」とともに、様々な主体の連携による防犯活動や事業者による防犯活動の促進などによる「連携・協働による活動推進対策」に取り組んでいきます。

基本目標Ⅲ：「生活環境」の防犯力の向上

犯罪を未然に防止するためには、個人の意識向上や地域における防犯活動等のソフト面の対策に加え、防犯灯・防犯カメラなどのハード面からも犯罪を起しにくい状況とすることが重要であることから、生活環境の防犯力の向上のため、警察等との連携により対策の推進を図る「防犯対策重点地区等強化対策」とともに、防犯灯や防犯カメラの適切な設置・運用などによる「設備等による防犯性向上対策」に取り組んでいきます。

基本目標Ⅳ：「犯罪被害者等支援対策」の充実

犯罪被害者等支援を充実させるため、関係機関等と連携を強化しながら、「犯罪被害者等に関する理解促進」と「途切れない支援の充実」に取り組んでいきます。

基本目標Ⅴ：「再犯防止対策」の充実

再犯防止対策を充実させるため、「更生に向けた支援の充実」や「再犯防止に関する理解促進」、「再犯防止関係機関等との連携推進」に取り組んでいきます。

3 施策

(1) 基本施策・個別施策

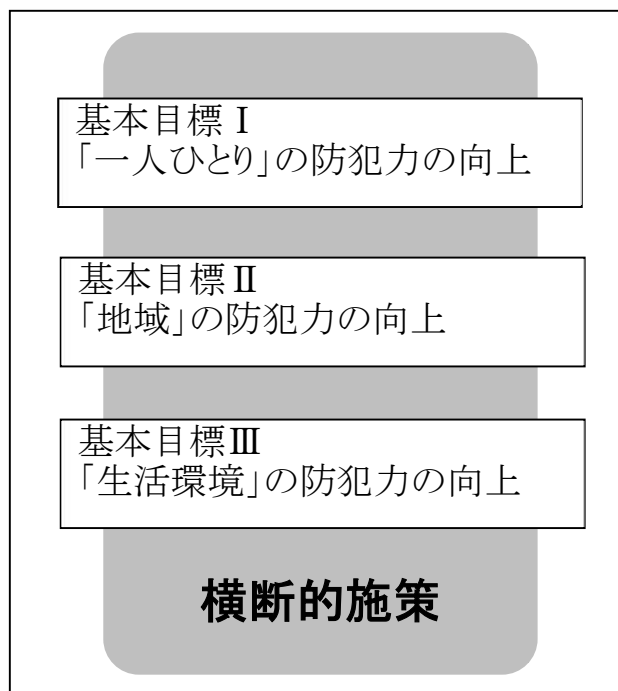
これまでの防犯対策の継続性・整合性を確保していくため、第4次計画の基本施策を継続しつつ、「防犯対策重点地区」に指定されていない地区においても、随時、必要に応じ課題への対応を行っていくことを視野に入れ、基本施策5を「防犯対策重点地区等強化対策」に改めます。

また、第4次計画で明らかになった諸課題を踏まえ、個別施策と事業内容の見直しを図ります。

基本目標	基本施策	個別施策
Ⅰ「一人ひとり」の防犯力の向上	1 市民への防犯意識高揚対策	(1) 防犯に関する広報・啓発 (2) 犯罪発生情報の提供 (3) SNS犯罪対策の強化 (4) 市民の規範意識の向上 (5) 暴力団排除の推進
	2 市民による実践活動促進対策	(6) 防犯に係る知識・技術の普及 (7) 学校における安全教育の推進 (8) 女性に対する犯罪の未然防止対策の推進
Ⅱ「地域」の防犯力の向上	3 自主防犯団体の活動促進対策	(9) 自主防犯活動における連携・協力の促進 (10) 青色防犯パトロールの促進 (11) 自主防犯活動に対する支援
	4 連携・協働による活動推進対策	(12) 全市一斉防犯活動の推進 (13) 様々な主体の連携による防犯活動の促進 (14) 事業者による防犯活動の促進 (15) 学校等の安全に関する環境整備 (16) 防犯協会との連携 (17) 市による防犯活動の推進
Ⅲ「生活環境」の防犯力の向上	5 防犯対策重点地区等強化対策	(18) 重点地区等関係機関との連携推進 (19) 重点地区等対策の推進
	6 設備等による防犯性向上対策	(20) 地域による問題箇所の改善促進 (21) 防犯灯の適切な設置・運用支援 (22) 防犯カメラの適切な設置・運用支援 (23) 特殊詐欺対策機器の普及促進 (24) 事業者等に対する防犯対策の促進 (25) 公共施設の防犯に配慮した整備・管理
Ⅳ「犯罪被害者等支援対策」の充実	7 犯罪被害者等支援対策	(26) 犯罪被害者等の支援に関する理解促進 (27) 途切れない支援の充実
Ⅴ「再犯防止対策」の充実	8 再犯防止対策 (地域による包摂の推進)	(28) 更生に向けた支援の充実 (29) 再犯防止に関する理解促進 (30) 再犯防止関係機関等との連携推進

(2) 横断的施策

特殊詐欺被害の抑制に向けては、複雑化・巧妙化する手口に対し、「一人ひとりの防犯力向上」や「地域ぐるみの防犯力向上」、さらに「犯罪を実行させない環境の防犯力向上」の3つの基本目標にまたがる防犯対策を総合的かつ一体的に取り組む必要があることから、引き続き、「特殊詐欺対策」を「横断的施策」として位置付けます。



4 計画の指標

(1) 成果指標

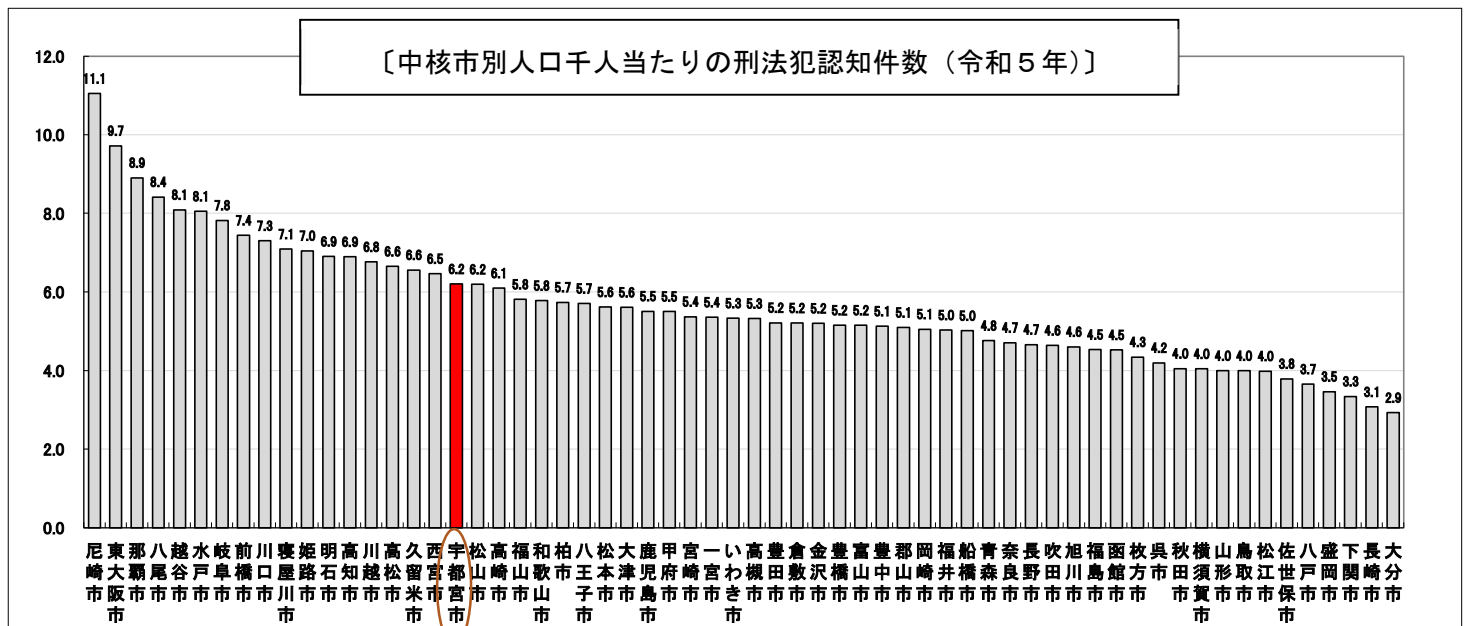
計画全体の達成状況として、目指す姿である「安心して暮らすことができる安全な地域社会」の実現度を測るため、「安全」の度合いを測る客観的指標と「安心」の度合いを測る主観的指標を成果指標に設定します。

《目標値の設定》

ア 人口千人当たりの刑法犯認知件数

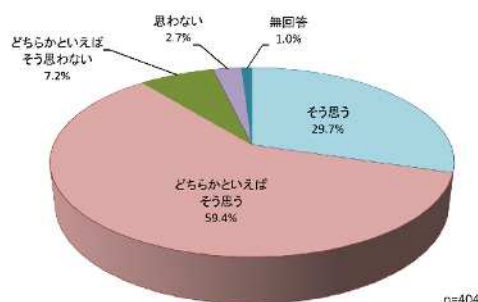
刑法犯認知件数は5年前より減少しているものの、第4次計画の目標値を下回っていることから、本市の直近の実績（6.2件）から改善を図るとともに、引き続き、中核市平均値以下（5.7件以下）を目指します。

※ 「5.7件」は令和5年の中核市平均値



イ 防犯対策を推進する中、安心して暮らすことができていると感じる市民の割合

市民の安心感は5年前より向上されてきたが、第4次計画の目標値を下回っているため、また、刑法犯認知件数が増加傾向にある中、市民の安心感を高めていくことが重要であるため、引き続き、90%以上を目指します。※ 世論調査により毎年測定



〔参考 令和5年度 市政に関する世論調査〕

第3章 計画の基本方針

指標名	初期値		現状値		目標値
人口千人当たりの刑法犯認知件数	平成30年		令和5年		令和10年
	6.9件		6.2件		5.7件※
防犯対策を推進する中、安心して暮らすことができていると感じる市民の割合	令和元年度		令和6年度		令和11年度
	84.1%		88.8%		90%以上

※ 「5.7件」は令和5年の中核市平均。参考として、毎年度、全中核市の平均値と比較していく。

【指標等の適用年次について】

- ・ 第5次計画の目標年次が令和11年度であることから、令和11年度の指標等を適用します。
- ・ ただし、警察から提供される各種の統計資料は暦年で集計されることから、当該資料を活用した「人口千人当たりの刑法犯認知件数」等については、令和10年のものを適用します。

(2) 活動指標

基本施策ごとに整理した課題の解決に向け、最も効果が期待できる中心的な事業（新規・拡充事業や市民・関係団体と連携の深い事業等）を重点事業に位置付け、それぞれに活動指標を設定し、事業の進捗状況を測ります。

基本施策	重点事業	指標	現状値 (令和5年度) ※見込	目標値 (令和11年度)
〔基本目標Ⅰ〕 「一人ひとり」の防犯力の向上				
1 市民への防犯意識高揚対策	重点抑止犯罪情報等の発信	重点抑止犯罪等の情報発信	— ※随時実施	1回以上/月
	小中学校における出前講座等の実施	SNS出前講座実施校数	94校/年度	94校/年度
2 市民による実践活動促進対策	防犯講習会の充実	防犯講習会受講者数	6,451人/年度	9,000人/年度
	女性が被害に遭いやすい事案をまとめた防犯講習会の充実	防犯講習会受講者数 (女性被害防止)	—	100人/年度
〔基本目標Ⅱ〕 「地域」の防犯力の向上				
3 自主防犯団体の活動促進対策	地区防犯ネットワークの推進	防犯活動団体数	566団体	現在と同規模の活動団体数を維持

第3章 計画の基本方針

4 連携・協働による活動推進対策	「ながら見守り」の推進	「ながら見守り」実施者数	—	1,500 人 (累計)
	事業者による「ながら見守り」	ドライブレコーダー搭載車両による「ながら見守り」実施台数	—	600 台 (累計)
〔基本目標Ⅲ〕 「生活環境」の防犯力の向上				
5 防犯対策重点地区等強化対策	防犯カメラの見える化	「防犯カメラの見える化」協力台数	—	300 台 (累計)
6 設備等による防犯性向上対策	防犯カメラ補助事業	防犯カメラ設置・更新台数	設置 612 台 更新 — 台 合計 612 台	設置 800 台 更新 200 台 合計 1,000 台
〔基本目標Ⅳ〕 「犯罪被害者等支援対策」の充実				
7 犯罪被害者等支援対策	犯罪被害者等講話	犯罪被害者等講話受講者数	6,559 人/年度	6,600 人/年度
〔基本目標Ⅴ〕 「再犯防止対策」の充実				
8 再犯防止対策 (地域による包摂の推進)	再犯防止に関する理解促進	社会を明るくする運動参加者数	400 人/年度	600 人/年度
		出前講座等における啓発数	—	1,000 人/年度

横断的施策	事業	指標	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
特殊詐欺対策	多様な媒体による広報活動，重点抑止犯罪情報等の発信，消費生活相談・消費生活出前講座，特殊詐欺被害防止協力店登録制度，撃退器購入費補助事業，警察，民間事業者等との連携による周知啓発	特殊詐欺被害件数	32 件 ※過去 10 年間で最少の被害	32 件以下

第4章 施策の体系

基本目標Ⅰ 「一人ひとり」の防犯力の向上

基本施策1 市民への防犯意識高揚対策

◎：重点事業 ☆：横断的施策該当事業

個別施策	事業
(1) 防犯に関する広報・啓発	☆多様な媒体による広報活動 広報紙やホームページ、各種イベントなど、多様な媒体を活用し、特殊詐欺をはじめとした新たな犯罪の手口などの犯罪発生状況とともに、効果的な防犯対策などの広報活動を行う。
(2) 犯罪発生情報の提供	不審者情報の発信 警察からの不審者情報（ルリちゃん安全メール）を受信後ホームページへただちに掲載するなど情報提供を行う。 ◎☆重点抑止犯罪情報等の発信【拡充】 SNS型投資・ロマンス詐欺や金属盗など、喫緊に注意や対策を促す必要がある重点抑止犯罪の情報等について、SNSやホームページ等を通じて発信するとともに、39地区の地区防犯ネットワークに情報提供を行う。
(3) SNS犯罪対策の強化	◎小中学校における出前講座等の実施 市立全小中学校において、児童生徒や保護者を対象に、企業などの専門家によるSNSに関する出前講座を実施する。また、要請に応じて「親学出前講座」を実施する。 児童生徒や保護者を対象とする周知啓発の推進 「宮っ子ルール徹底週間」や「フィルタリング100%キャンペーン」等において、児童生徒や保護者を対象に、スマートフォン等の危険性や適切な使い方について周知啓発を行う。
(4) 市民の規範意識の向上	道徳教育・情報モラル/デジタル・シティズンシップ教育の推進 「きまりを守る大切さ」を教育し、子どもの健全な成長を促進するため、「宮っ子の誓い」を拠り所とした「宮っ子心の教育」を推進するとともに、「スマホ・ケータイ宮っ子ルールVer.2」の徹底など、小中学校における道徳教育や情報モラル/デジタル・シティズンシップ教育などを行う。 非行防止講演会の開催 非行防止講演会を開催し、青少年非行の未然防止に係る啓発に取り組む。

(5) 暴力団排除の推進	市の事務事業からの排除 暴力団による不当な影響を排除するとともに利益を与えることのないよう、入札資格制限など市の事務事業から排除を行う。
	公の施設の利用制限 市の設置した公の施設の利用が、暴力団の活動を助長し、又、運営に資すると認められるときは、利用の制限を行う。
	青少年への周知啓発 早期の暴力団排除に関する意識啓発を図るため、市内の中高生に対して、暴力団や非行の入口となり得る闇バイトやSNS犯罪等の防止を含めて周知啓発を行う。

基本施策2 市民による実践活動促進対策

◎：重点事業 ☆：横断的施策該当事業

個別施策	事業
(6) 防犯に係る知識・技術の普及	◎防犯講習会の充実【拡充】 防犯活動指導員（警察官OB）等による防犯講習会について、受講者が求める内容や喫緊の犯罪情勢等を盛り込みつつ開催していく。また、デジタルを活用し、「参集型」以外の開催手法により、誰もが参加しやすい環境を整え、広く周知啓発を図る。
	☆消費生活相談・消費生活出前講座 消費生活センターにおける消費生活相談員によるきめ細かな個別相談対応や消費生活出前講座を実施し、悪質商法等による消費者被害の未然防止を図る。
(7) 学校における安全教育の推進	防犯教育の推進 市立各小中学校における「防犯教育」として講話や不審者対応の避難訓練を実施するとともに、必要に応じて、防犯活動指導員（警察官OB）による防犯講習会を実施する。
	防犯ブザーの携行促進 宇都宮防犯協会を通じて市内小学校の新1年生を対象に防犯ブザーを配布し、外出時における防犯ブザー携行を促進することで、幼い子どもを持つ親の防犯意識高揚を図る。
(8) 女性に対する犯罪の未然防止対策の推進	◎女性が被害に遭いやすい事案をまとめた防犯講習会の実施【新規】 性犯罪や声掛けなど女性が被害に遭う可能性が高い事案をまとめた講習会を開催し、その特徴や対策を周知啓発することで、犯罪被害の防止と安心感の向上につなげていく。
	セクハラ等被害防止啓発の実施【新規】 セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、企業に対するセクハラ等被害防止啓発チラシの配布や男女共同参画推進週間、月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発を実施する。

	性暴力・性的被害等の未然防止啓発の実施【新規】 「ＡＶ出演強要・『ＪＫビジネス』等に関する被害防止」に向けた注意を呼びかけるため、強化月間等に合わせて、市のホームページ等の各種媒体を活用した周知啓発を行うとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）や警察等と連携を図りながら未然防止に努める。
	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発【新規】 ストーカー被害者等に対し、被害者の状況に応じた相談支援を行うことが重要であることから、虐待・ＤＶ対策連携会議等において、被害の相談を受けた際の支援手順や部署間の連携を確認し、相談体制の充実を図るとともに、被害にあわないよう防犯講習会などにおいて周知に努める。
	青少年の性的被害未然防止の啓発【新規】 ＪＫビジネス等新たな形態の「性の商品化」による被害者は若年女性に多く、被害者は、長期間にわたって心身の安定を損ない、社会参加が困難になることがあるため、中高生やその保護者に対して、新しい形態の性の商品化に関する情報提供や被害者にならないための周知啓発を実施する。
	ＳＮＳを通じた被害の未然防止の啓発【新規】 ＳＮＳを利用した異性とのトラブルや性的な被害は、メディアの特性から、専門的な知識がないとその情報の削除は難しく、当事者以外にも広がり、被害者が受ける精神的ダメージは大きく、立ち直りが難しいため、子どもや保護者とともに、広く一般に対してもＳＮＳ利用についての注意喚起を行う。

基本目標Ⅱ 「地域」の防犯力の向上

基本施策3 自主防犯団体の活動促進対策

◎：重点事業 ☆：横断的施策該当事業

個別施策	事業
(9) 自主防犯活動における連携・協力の促進	◎地区防犯ネットワークの推進 犯罪情勢等の情報提供や各地区の優良活動などの情報共有，地域による市民総ぐるみ環境点検活動の実施等を通じ，団体間の連携・協力や自主防犯活動の促進を図る。
(10) 青色防犯パトロールの促進	青色回転灯の導入促進 「協働の地域づくり支援事業補助金」（補助メニュー：地域防犯活動）において，青色回転灯の購入費用全額を補助対象として，青色防犯パトロールを促進する。
(11) 自主防犯活動に対する支援	協働の地域づくり支援事業補助金 地域の防犯意識の高揚や効果的で継続的な自主防犯活動の促進を図るため，地域が実施する防犯活動に必要な経費の一部を補助する。
	まちづくり活動応援事業 地域における自主防犯活動を促進するため，活動情報の入手と発信を行うことができる「まちづくり活動応援事業」を有効に活用し，防犯活動への参加者の増加や活発化を図る。 また，利用団体の意見を反映させたホームページ・アプリの画面改修の実施や，各地域での活動事例を集約した「まちづくり活動応援事業事例集」を活用し，防犯活動団体への活用促進を図る。
	防犯灯補助事業〔再掲〕 自治会等の公共的団体が設置し，維持管理を行う防犯灯について，設置・交換に係る費用や電気使用料等を補助する。
	防犯カメラ補助事業【拡充】〔再掲〕 地域における犯罪の未然防止や犯罪発生後の事件解明等に効果がある防犯カメラの設置を支援するとともに，電気使用料等や機器の更新費用の一部を補助することにより，自治会において持続的にカメラを運用できるようにする。
	自主防犯活動を補完する「ながら見守り」の推進【新規】 個人・事業者等が日常生活や業務中に，気軽に参加できる「ながら見守り」，ドライブレコーダー搭載車両による「ながら見守り」を推進することにより，地域団体による自主防犯活動を補完する。

基本施策4 連携・協働による活動推進対策

◎：重点事業 ☆：横断的施策該当事業

個別施策	事業
(12) 全市一斉防犯活動の推進	子どもの一斉見守り活動 各小学校にて、安全指導や一斉下校、顔合わせ等を行う「子どもの見守り強化月間」（４～５月）を実施する。
	市民総ぐるみ環境点検活動〔再掲〕 地域まちづくり組織が中心となり、地域の各種団体や学校、関係機関が一体となって、地域における防犯上の問題箇所などの点検活動を行う。
	全国地域安全運動重点啓発活動 防犯意識の向上を図るため、「宇都宮地域安全のつどい」（宇都宮防犯協会主催）の開催など、地域や警察などと連携した啓発活動を行う。
	一戸一灯運動 広報紙などにおいて各世帯が玄関灯等を点灯させる「一戸一灯運動」の実施を呼びかける。
(13) 様々な主体の連携による防犯活動の促進	市民総ぐるみ環境点検活動 地域まちづくり組織が中心となり、地域の各種団体や学校、関係機関が一体となって、地域における防犯上の問題箇所などの点検活動を行う。
	地区防犯ネットワークの推進〔再掲〕 犯罪情勢等の情報提供や各地区の優良活動などの情報共有、地域による市民総ぐるみ環境点検活動の実施等を通じ、団体間の連携・協力や自主防犯活動の促進を図る。
	巡回指導活動 学識経験者、小中高の教員で構成した青少年巡回指導員が、地域や市内中心部などにおいて青少年への注意、指導や声掛けなどの巡回指導活動を行うほか、市、警察、青少年巡回指導員会を始めとする青少年関係団体等が一体となって、市内中心部やＪＲ宇都宮駅周辺などの特別巡回指導活動を行う。
(14) 事業者による防犯活動の促進	☆特殊詐欺被害防止協力店登録制度 被害の未然防止活動を実践する市内の大型スーパーマーケット等を「特殊詐欺被害防止協力店」として登録し、見守りマニュアルやのぼり旗等の啓発物品を配布し、被害の未然防止対策を強化する。

	◎事業者による「ながら見守り」【拡充】 車両に貼り付ける「パトロール実施中」「ドライブレコーダー撮影中」等と表示したマグネットシートを配付し、事業者による見守り活動を促進させ、地域における見守りを強化する。
(15) 学校等の安全に関する環境整備	スクールガードシステム 各小学校単位に選出されるスクールガードチーフを中心として、学校・保護者・地域の実情に応じた学校安全ボランティアによる、登下校時における立哨や見守りを行う。
	「子ども１１０番の家」との連携 通学路における子どもの緊急避難所となる「子ども１１０番の家」の取組について、宇都宮市PTA連合会との連携を図る。
	子どもの一斉見守り活動【再掲】 各小学校にて安全指導や一斉下校、顔合わせ等を行う「子どもの見守り強化月間」（４～５月）を実施する。
	通学路の合同点検 通学路の安全対策については、保護者や地域と連携を図りながら、学校、道路管理者、栃木県警察による「通学路の合同点検」を実施する。
	◎「ながら見守り」の推進【新規】 個人・事業者等が日常生活や業務中に、気軽に参加できる「ながら見守り」、ドライブレコーダー搭載車両による「ながら見守り」を推進することにより、地域における見守りを強化し、犯罪の未然防止を図る。
(16) 防犯協会との連携	防犯協会との連携事業 「全国地域安全運動」期間（毎年１０月１１日から２０日）にあわせた「宇都宮地域安全のつどい」の開催や、「地域安全ニュース」の配布など啓発活動を行う。また、防犯協会が協力者に情報提供を呼びかける「老人ＳＯＳネットワーク」に協力する。
(17) 市による防犯活動の推進	青色回転灯装着公用車・マグネット装着公用車による「ながら見守り」 青色回転灯を装着した公用車や「防犯パトロール中」と表示したマグネットシートを貼付した公用車により、「ながら見守り」を実施する。

基本目標Ⅲ 「生活環境」の防犯力の向上

基本施策5 防犯対策重点地区等強化対策

◎：重点事業 ☆：横断的施策該当事業

個別施策	事業
(18) 重点地区等関係機関との連携推進	関係機関・地域等との意見交換・連絡調整【拡充】 ・ 歓楽街対策会議の開催（ＪＲ宇都宮駅東地区） 警察とＪＲ宇都宮駅東口地区歓楽街の状況の把握や対策の検討を行う「対策会議」を開催する。 ・ オリオン通り治安維持対策会議の開催 商店街等の関係団体において、オリオン通りの治安問題に係る課題の洗い出しや対策の検討を行う「対策会議」を開催する。
	関係機関・地域等とのパトロール等の実施【拡充】 ・ 官民合同パトロール（ＪＲ宇都宮駅東地区） ・ オリオン通り治安維持対策に係るパトロール
(19) 重点地区等対策の推進	ＪＲ宇都宮駅周辺防犯カメラの運用【再掲】 市内外からの来訪者など不特定多数の者が行き交うＪＲ宇都宮駅周辺については、犯罪発生の蓋然性が高いことから犯罪の未然防止を図るため、複数台の防犯カメラを設置し、適切に管理運用する。
	防犯カメラ補助事業（補助率の上乗せ） 防犯対策重点地区における防犯カメラの設置促進のため、該当自治会に対する設置費補助の補助率の上乗せを行う。
	商店街が実施する防犯パトロール等への支援【新規】 商店街等が行う民間警備会社を活用した防犯パトロールや、犯罪抑止・ポイ捨て未然防止等のための活動への支援を行う。
	環境浄化方策の実施【新規】 防犯対策重点地区等において、まちの状況を見極めながら、警察等と連携し、必要な環境浄化方策を実施していく。 ・ 路上喫煙等禁止区域における路上喫煙者への指導 ・ 市道上の無許可の置看板やテーブル等の設置に対する指導 ・ 営業騒音が激しい店舗に対する指導 等
	◎防犯カメラの見える化【新規】 まちなかを中心に、事業者が持つ防犯カメラの見える化を促進することにより、犯罪の未然防止と安心感の向上につなげる。

基本施策6 設備等による防犯性向上対策

◎：重点事業 ☆：横断的施策該当事業

個別施策	事業
(20) 地域による問題箇所の改善促進	市民総ぐるみ環境点検活動〔再掲〕 地域まちづくり組織が中心となり、地域の各種団体や学校、関係機関が一体となって、地域における防犯上の問題箇所などの点検活動を行う。
	通学路の合同点検〔再掲〕 通学路の安全対策については、保護者や地域と連携を図りながら、学校、道路管理者、栃木県警察による「通学路の合同点検」を実施する。
(21) 防犯灯の適切な設置・運用支援	防犯灯補助事業 自治会等の公共的団体が設置し、維持管理を行う防犯灯について、設置や交換に係る費用や電気使用料等を補助する。
(22) 防犯カメラの適切な設置・運用促進	魅力ある商店街等支援事業（防犯カメラ）【拡充】 商店街における犯罪抑止のため、商店街組合による防犯カメラの設置が必要となる場合に、費用の一部を助成する。また、市が定める特に安全対策を強化する地区においては補助率を拡充する。
	◎防犯カメラ補助事業【拡充】 地域における犯罪の未然防止や犯罪発生後の事件解明等に効果がある防犯カメラの設置を支援するとともに、電気使用料等や機器の更新費用の一部を補助することにより、自治会において持続的にカメラを運用できるようにする。
	◎防犯カメラの見える化【新規】〔再掲〕 まちなかを中心に、事業者が持つ防犯カメラの見える化を促進することにより、犯罪の未然防止と安心感の向上につなげる。
(23) 特殊詐欺対策機器の普及促進	☆撃退器購入費補助事業 電話機に接続することによって、電話機の呼び出し音が鳴る前に「警告メッセージ」が流れ、犯人との通話を遮断する「撃退機器」を購入する者に対し、その費用の一部を補助する。
	☆警察、民間事業者等との連携による周知啓発 警察や民間事業者等と連携して周知啓発を行い、「撃退機器」の更なる普及促進を図る。

(24) 事業者等に対する防犯対策の促進	事前指導等を活用した事業者等に対する依頼 大規模小売店舗立地法に基づく計画書に対する指導事項を通じて、事業者に対して防犯への配慮を適宜依頼する。
(25) 公共施設の防犯に配慮した整備・管理	J R宇都宮駅周辺防犯カメラの運用 市内外からの来訪者など不特定多数の者が行き交う J R 宇都宮駅周辺については、犯罪発生の蓋然性が高いことから犯罪の未然防止を図るため、複数台の防犯カメラを設置し、適切に管理運用する。
	小中学校における防犯カメラの運用 外部からの侵入者による犯罪行為を抑止し、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができる教育環境を確保するため、「宇都宮市立小中学校防犯カメラ運用基準」に基づき、児童生徒のプライバシーへの配慮や、機器の操作を副校長などに限定、録画データの閲覧等は個人情報の保護に十分配慮することなどにより、適切に管理運用する。
	公立保育園・子ども発達センターへの防犯カメラの運用 公立保育園及び子ども発達センターにおいて、施設警備の補完及び犯罪行為の抑止を目的として、防犯カメラを設置し、適切に管理運用する。
	道路・公園等における防犯への配慮 市が管理する道路や公園等の公共施設の防犯性を高めるため、防犯対策に配慮した整備に努める。 市有施設における防犯カメラ導入等の検討 市有施設における防犯カメラについて、人の目による対策を基本としながらも、施設の状況に応じ、個人情報の保護に十分配慮しながら、導入の必要性や設置手法などについて検討する。

基本目標Ⅳ 「犯罪被害者等支援対策」の充実

基本施策7 犯罪被害者等支援対策

◎：重点事業 ☆：横断的施策該当事業

個別施策	事業
(26) 犯罪被害者等の支援に関する理解促進	犯罪被害者等支援巡回パネル展の開催支援 窓口やイベント等においてリーフレット配布等を行うとともに、被害者支援センターとちぎ主催の「犯罪被害者等支援巡回パネル展」について開催を支援する。
	◎犯罪被害者等講話 中高生に対する交通安全教室開催にあわせ、犯罪被害者等による命の大切さを学ぶ講話を実施する。
(27) 途切れない支援の充実	被害者支援担当窓口 犯罪被害者等の各種行政手続きの負担軽減を図るため、生活安心課が支援担当窓口として庁内の橋渡しの役割を担い、迅速かつ円滑な庁内事務手続きを支援する。
	ワンストップサービス体制の構築【新規】 被害者等のニーズに応じ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届けるとともに、利用する際の負担軽減に資することを目的に国が構築・運用を求めている「ワンストップサービス（機関内・多機関）」の実現に向けて、庁内外の連携を図り、体制を構築する。 【機関内ワンストップサービス】 1つの機関・団体内における複数の部署で構成されるものであり、市は、中核となる総合的対応窓口の設置、関係課との連携促進、支援メニューリストの作成、人材育成等を行う。 【多機関ワンストップサービス】 複数の機関・団体による制度・サービスを提供する必要がある見込まれる場合に、都道府県が中核となり、関係機関・団体による支援の全体調整を行うものであり、市は、関係機関として参画する。
	犯罪被害者等見舞金の支給【新規】 犯罪被害者やその家族が日常生活や社会生活等の早期回復を図ること及び被害者に対する見舞い又は弔意を表すことを目的に見舞金を支給する。 （対象者） ・遺族見舞金（犯罪被害によって死亡した方の遺族である市民） ・重症病見舞金（犯罪被害によって身体の被害を受けた市民）
	関係機関等との連携強化【新規】 犯罪被害者等への途切れない支援を実施するため、県及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化するとともに、協力団体の活動促進に向けた支援に取り組む。 ・国、県、協力団体等との連携強化 ・協力団体への活動支援

基本目標Ⅴ 「再犯防止対策」の充実

基本施策8 再犯防止対策（地域による包摂の推進）

◎：重点事業 ☆：横断的施策該当事業

個別施策	事業
(28) 更生に向けた支援の充実	更生保護に係る自立支援関連事業の充実・特性に応じた効果的な支援の実施 犯罪をした者等が安定して地域生活を送ることができるよう、就労支援や保健医療・福祉支援などの様々な分野の支援を包括的に実施するとともに、各種事業の充実を図る。また、国や県が実施する指導等と連携しながら、個々の特性（一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等）に応じた支援の実施に努める。 ・ 生活困窮者等自立相談支援事業（重層的支援体制整備事業） ・ 保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」（重層的支援体制整備事業） ・ こころの健康相談 等
	非行防止・修学等の支援の実施 非行の未然防止や、非行・犯罪に陥った子ども・若者の修学等の社会的自立に向けて、教育や保健、雇用などの様々な分野の関係機関と連携して取り組む。 ・ 非行未然防止啓発活動（非行防止講演会等） ・ 環境浄化活動（ゲームセンターや書店の立入調査等） ・ 巡回指導活動 ・ 青少年の総合相談事業 ・ 教育や保健、雇用などの関係機関と連携した修学等の支援
	更生意欲の醸成 国が令和5年から開始した被害者心情の聴取・伝達制度の周知協力や、県が配付する更生支援ハンドブック「エール」の作成支援等、更生意欲の醸成に努める。
(29) 再犯防止に関する理解促進	◎地域の理解促進に向けた広報・啓発活動【拡充】 犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の社会復帰について理解を深めるため、再犯防止啓発月間に併せたイベントの開催や、多様な媒体を活用した広報・啓発活動に取り組む。 ・ 「宇都宮市社会を明るくする運動、青少年の非行・被害防止全国強調月間」推進市民のつどい ・ 社会を明るくする運動作文コンテスト ・ 市広報紙等を活用した周知啓発の実施 ・ 出前講座における啓発

(30) 再犯防止関係機関等との連携推進	社会復帰支援に向けた関係機関等との連携強化 犯罪をした者等への息の長い社会復帰支援を行うため、国、県及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化するとともに、協力団体の活動促進に向けた支援に取り組む。 ・ 国、県、協力団体等との連携強化 ・ 保護司会や更生保護女性会等の協力団体への活動支援 ・ 関連する会議（市町村再犯防止等推進会議，矯正施設所在自治体会議，栃木県再犯防止等推進連絡会議）への参加
-----------------------------	---

第 2 次 宇 都 宮 市 再 犯 防 止 推 進 計 画

第5次計画の「基本目標Ⅴ『再犯防止対策』の充実」の「基本施策8 再犯防止対策（地域による包摂の推進）」を「再犯防止等の推進に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づく「宇都宮市再犯防止推進計画（地方計画）」として位置付けるに当たり、施策等を整理しました。

1 計画の位置付け

法第3条に規定する基本理念を踏まえ、法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画として策定します。

【法第3条抜粋 基本理念】

- ・ 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- ・ 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援が受けられるようにする。
- ・ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯防止等に重要である。

2 計画の内容

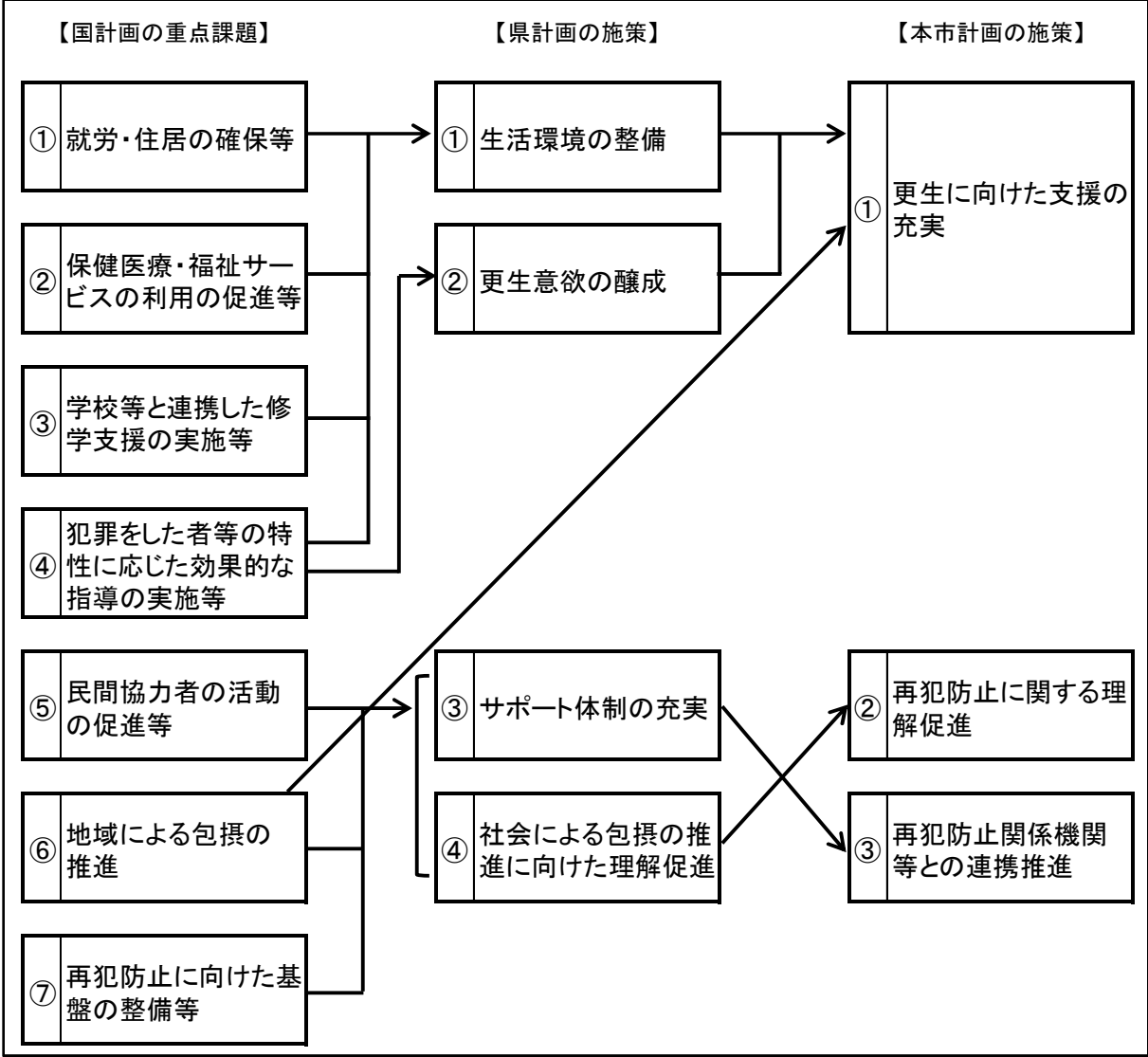
本市の地方再犯防止推進計画は、国の「再犯防止推進計画」及び、県の「栃木県再犯防止推進計画」（以下「県計画」という。）を踏まえた内容とします。

（1）対象者

計画の対象者は、法第2条に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者」（以下「犯罪をした者等」という。）とします。

(2) 施策

本市においては、国・県・市の役割分担のもと、現状分析等を行いながら策定した「県計画」と整合を図り、次の通り、3つの施策に取り組みます。



施策① 更生に向けた支援の充実

ア 更生保護に係る自立支援関連事業の充実・特性に応じた効果的な支援の実施

犯罪をした者等が安定して地域生活を送ることができるよう、就労支援や保健医療・福祉支援などの様々な分野の支援を包括的に実施するとともに、各種事業の充実を図る。また、国や県が実施する指導等と連携しながら、個々の特性（一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等）に応じた支援の実施に努めます。

- ・ 生活困窮者等自立相談支援事業（重層的支援体制整備事業）
- ・ 保健と福祉のまろごと相談窓口「エールU」（重層的支援体制整備事業）
- ・ こころの健康相談 等

イ 非行防止・修学等の支援の実施

非行の未然防止や、非行・犯罪に陥った子ども・若者の修学等の社会的自立に向けて、教育や保健、雇用などの様々な分野の関係機関と連携して取り組みます。

- ・ 非行未然防止啓発活動（非行防止講演会等）
- ・ 環境浄化活動（ゲームセンターや書店の立入調査等）
- ・ 巡回指導活動
- ・ 青少年の総合相談事業
- ・ 教育や保健、雇用などの関係機関と連携した修学等の支援

ウ 更生意欲の醸成

国が令和5年から開始した被害者心情の聴取・伝達制度の周知協力や、県が配付する更生支援ハンドブック「エール」の作成支援等、更生意欲の醸成に努めます。

施策② 再犯防止に関する理解促進

地域の理解促進に向けた広報・啓発活動

犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の社会復帰について理解を深めるため、再犯防止啓発月間に併せたイベントの開催や、多様な媒体を活用した広報・啓発活動に取り組みます。

- ・ 「宇都宮市社会を明るくする運動」・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」推進市民のつどい
- ・ 社会を明るくする運動作文コンテスト

- ・ 市広報紙等を活用した周知啓発の実施
- ・ 出前講座における啓発

施策③ 再犯防止関係機関等との連携推進

社会復帰支援に向けた関係機関等との連携強化

犯罪をした者等への息の長い社会復帰支援を行うため、国、県及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化するとともに、協力団体の活動促進に向けた支援に取り組めます。

- ・ 国、県、協力団体等との連携強化
- ・ 保護司会や更生保護女性会等の協力団体への活動支援
- ・ 関連する会議（市町村再犯防止等推進会議，矯正施設所在自治体会議，栃木県再犯防止等推進連絡会議）への参加

3 推進体制

(1) 庁内

再犯防止対策は、就労、住居、保健医療、福祉、教育等の分野に多岐にわたることから、本市においては、主要部署が連携して推進体制を構築し、関係施策に取り組みます。

施策全般に関すること（生活安心課）

- ・ 施策の推進，進行管理
- ・ 国や県，警察等との連絡調整

保健福祉分野に関すること（保健福祉総務課）

- ・ 就労の確保のための取組
- ・ 住居の確保のための取組
- ・ 高齢者又は障がいのある者等への支援のための取組
- ・ 薬物依存を有する者への支援のための取組
- ・ 民間協力者の活動の促進のための取組
- ・ 広報・啓発活動の推進のための取組
- ・ 特性に応じた支援の実施のための取組
- ・ 宇都宮保護観察所，宇都宮保護区保護司会，宇都宮更生保護女性会等との連絡調整
- ・ 保健福祉分野に関する各種施策の検討・実施

青少年分野に関すること（子ども支援課青少年自立支援センター）

- ・ 非行の未然防止，修学支援のための取組
- ・ 特性に応じた支援の実施のための取組
- ・ 宇都宮少年鑑別所等との連絡調整
- ・ 青少年分野に関する各種施策の検討・実施

(2) 庁外

再犯防止に係る施策の効果的かつ円滑な実施に向け、関係機関等と調整を図りながら、本市における再犯防止に係る推進体制について検討します。

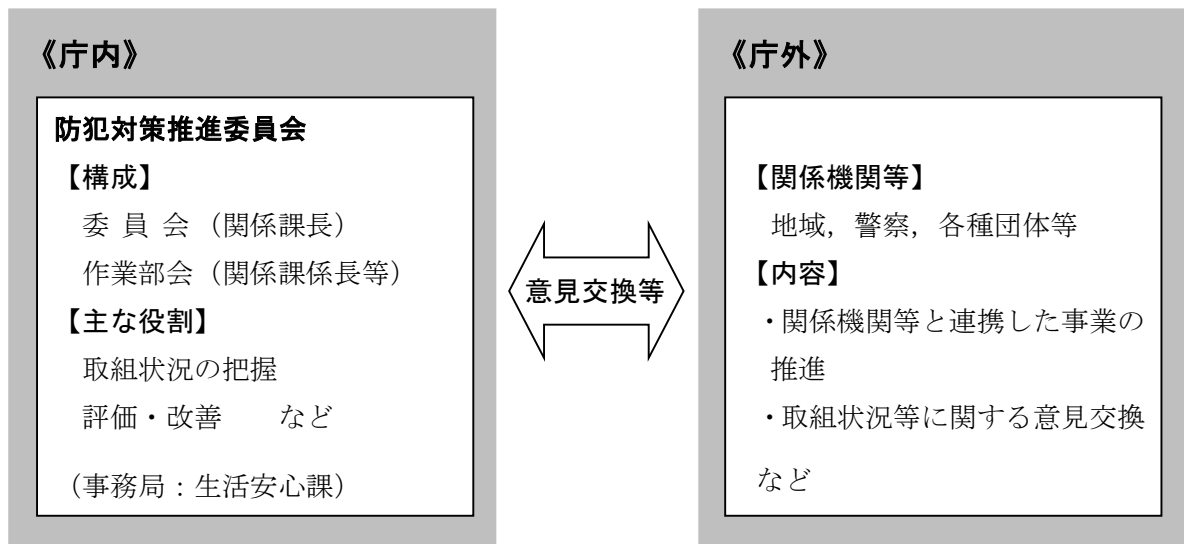
第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の着実な推進を図るため、随時、犯罪情勢等を把握しつつ、「防犯」「犯罪被害者等支援」「再犯防止対策」の施策事業の実施にあたっては、それぞれ、地域や警察、関係団体、事業者等と連携を図りながら、総合的に推進していきます。

2 進行管理

「防犯対策推進委員会」のメンバーを中心に、計画の成果指標や活動指標の進捗状況を把握するとともに、地域や警察、関係団体等との意見交換を行い、施策の評価・改善につなげていく。



発 行 **宇都宮市**

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>

編 集 **市民まちづくり部 生活安心課**

電話：028(632)2137